

であつて、反対と要検討というのをしさいに掘り下げてみると、これは結局賛成じゃないのです。反対に近いものが要検討になつておるということで、そこで基本的な考え方とどうも矛盾しておるようです。臨時行政調査会の行政改革に関する意見は尊重するが、これは前の池田内閣から、これを引き継いだ佐藤内閣も同様ですが、かつてない大規模な機構をもつて、長期間慎重に慎重を重ねて、この国会でその期限を延長までして、慎重な検討をやつてきて、昨年九月ようやく結論を得て、各省廳に意見を出したわけです。答申をしておるわけですが、それに対する各省廳、まあこの場合は外務省ですが、どうも基本的には尊重ということばを使つておりますけれども、個々の場合になると、あまり尊重しておるとは思われない場合が多いわけです。

そこでその個々の場合をまずお伺いするわけですが、まずお伺いしたいのは、経済外交に関する改善策についての改革意見のうちで、いまちょっと御指摘があつた在外公館における経済担当官の充実、こういうことはきわめて大事であるから、

ひつ經濟担当官の充実に向かつて取り組んでもらうように、こういう臨調の意見があつたわけですね。これに対して外務省としては、要検討、検討を要するという御回答になつておるわけです。

これはどうしてすつきりと賛成できないのか、その理由をひとつ簡明にお聞かせいただきたい。

○政府委員(高野藤吉君) 現在經濟外交といふことが非常に重要でありまして、外務省といたしましても、本省のみならず、在外におきまして經濟を担当する人をできるだけふやす。外務省プロ

バーカ人をふやすのみならず、經濟各官庁からもこれ在外公館に配置いたしまして、できるだけ経済外交の推進に資していく。外務省といたしまして、もちろん經濟面担当官を在外公館にできるだけ配置するということは賛成なんございまし

て、もちろん反対はいたしておりません。ただ運営面におきまして、在外公館は、經濟のみならず、政

交、政治、その他文化いろいろの面がござい

まして、經濟各省の經濟担当官のみならず、外務省の經濟担当官もござりますと、頭でつかち。各省から大体一等書記官ないし参事官が参ります。そういう方々がたくさんおりますと、館として一つの機構、オーガニゼーションといたしますと、官房事務なり、その他電信文書、ないしは在留邦人の保護という面におきまして、ある程度定員が限られておりますと、そういう面が非常に定員が少なくなりまして、館全体としての機構が非常にいびつになつてしまります。で、各省からの優秀な、有能な經濟担当官が参りますれば、やはりそのアシスタントもおりますし、またそうちましてはなんですが、各省から来られた方は初めて在外に出るという方もございまして、語学の関係、風俗、習慣、生活様式等で、なかなかすぐには活動ができないという面におきまして、それのアシスタント的な人をふやしませんと館全体の機構が動かなくなる。そういう面におきまして参事官がふえればそれのアシスタント、文書、会計、電信、庶務という人員をふやしていくだかないと館として動けない。そういう面で、經濟担当官だけふやせば館として全體の運営なり機能が十全に發揮されるものでない、そういうのが外務省の現在の実情でございます。

○伊藤顯道君 次にお伺いしたいのは、廣域經濟対策、この方針について、外務省は同じく賛成は

してないで、検討を要するということである。これを掘り下げてみると、結論的には、廣域担当在外公館長は、関係地域の公館長に対して指示権を

存するということについては問題が存するということです。そこでお伺いしたいのは、問題があるわけです。そこでお伺いしたいのは、問題が

存するという点をひとつ御説明いただきたい。

○政府委員(高野藤吉君) この点は、外務省とい

たしましては賛成できない点なんございます。

まずその具体的な理由を申し上げますれば、通

外務省が反対されているということとは納得しがた

ことは、これは常識的に考えてきわめて大事な

ことではなかろうかと思いますが、こういう点

と、国内で関係省と練らずに訓令を出しますと、

外務省ばかりでなく、經濟官庁のみならず、各省

廳が直接に在外公館に訓令なし指示を与えます

ことがあります。具体的に申し上げれば、わがほうの駐

英大使はイギリスの政府にアクリエジットされてお

りますし、フランスの大半はフランスの政府にアクリ

エジットされておりまして、たとえばイギリスの

それから第二点は、しかば通産物資だけの場

は全然まかない切れないという点が第二点。

第三点は、各省庁が別々にやりますと、この訓

法的にもこれはちょっと無理ではないかと考えま

す。なお國際法的に申しましても、フランス政

令なり、いろいろ調査事項なり、それがまちまち

になります。在外交渉としてはどうちらをやつて

府から見ますと、フランスに駐在している日本の

大使に、イギリスに駐在している日本の大使からいろいろ訓令し、それでその結果、おまえはフラン

ス政府と交渉しるというのは國際法上きわめて

が處理できるというのがわれわれの考え方であります。しかし、主として通産省でござりますが、簡

易なのは直接連絡してよろしいのじゃないか、

これがもっとともでございます。しかし、これが在

外公館に文書、電信等の一連の記録、一連の文書

がございまして、これは必ずしも大使、参事官を

絶対に主任官が一連の番号を打ちさえすれば簡単

なものは本省、東京に打てる。同じことが東京か

ら参りますについても、全部大臣、次官、局長まで通ぜずに、主任課長を通じてそれが電信ないし

は文書になつております。實際上の面からいきま

して、運営面でやつていけばかえって迅速である

し、矛盾紛糾を来たさないというのがわれわれの

考え方であるし、また、それが実情に合つている

と考えるし、またそれが正當であると考えており

ます。

○伊藤顯道君 次にお伺いしたいのは、外交交渉方針に関する国内省庁間の協議とか、あるいは

調整方針の改善について、臨調が改革意見を出して

おるわけです。これに対して外務省としては反対

しておるわけですが、これにも、通産省は賛成であ

る。ここでも対立が見られるわけです。これは一

体どういうわけか。

○政府委員(高野藤吉君) 一つの貿易交渉にいた

しましても、この物資は、通産物資ももちろんで

ござりますが、農林物資、ことによりますと、大

蔵省の専売物資がございまして、これの相互の連

絡をはかりまして相手と交渉いたしませんと、政

府の、一本の意志としてまいりませんので、通産

省のいうように、しかも簡単にまいらないのが第

一点。

る政治的な要請も加味いたしまして、現状においてはタイミングが悪いもの、ないしは一方においではかの交渉をやっているからこれをてこにして面的なものをやっていくほうが日本の経済推進ないしは日本の国益を守る上に適当であると考えておるわけでござります。

○伊藤彌二郎 次にお伺いしたいのは、海外経済協力基金に対する自主性の付与、これは具体的にいうと、基金の所管について勧告しておるわけですね。これに対して経済企画庁は反対しておるわけです。これは從来どおり経済企画庁とすべきである、そういう観点から反対しておる。で、外務省はそれに賛成をしておるわけですね。これは御説明いただきながらも、外務省は賛成をしておるのだから了解するわけですが、外務省は所管することが便宜でかつ適当と考える。ここまで個々の問題について伺つてきて、さてどういうことが感じられるかというと、各省庁それぞれ自分の省だけのことを考えておのれの省に都合のいいこと、おのれの省の権限が拡大するとかということにはみんな例外なく賛成しておるので。それでいわゆる自分の省の縮小とか統合、事務の範囲がひとつ狭められるという問題については反対しておるのです。これがいい例である。経済企画庁は從来どおり経済企画庁とすべきであるということで反対しておる。外務省は、從来経済企画庁となつておったものを今度はこれは職権の拡大で、そこで外務省はめずらしくここで賛成しておるわけです。これは一つ、二つの例ですけれども、一貫して各省庁に対してもういうことが言えるわけです。これでは臨時行政調査会があれほど大規模な、しかも長期間を要して相当な国費を費やして慎重審査して改革に關する意見をせつかく出しても、各省庁が自分の省のなわ張り根性でこれをあるいは贅

成、あるいは反対しておりまするから、なかなかこのことでは行政改革の実現を期しがたいということがいままでのことを通して結論的に言えると思う。このことに対し外務省としてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(高野藤吉君) 臨時行政調査会の答申につきましては、先ほど申し上げましたように、できるものはできるだけやつていくと、たとえば人事の交流とか、連絡の簡易簡素化及び迅速化という面、経済担当官の増員という点は非常に貴重な御指摘で、われわれとしてもできるだけその面はやっていきたいと、しかし、法律的ないしは国際法上不可能なものはないしは不自然なものではこれはできない。それからいま御指摘の経済協力の問題でござりますが、これはまあ二つございまして、技術協力と資本協力とございますが、技術協力は、現在海外技術事業団、大体外務省でやつておりますとして、資本協力につきましては、現在主管官庁は経済企画庁、しかし、そのほか関連官庁としては通産省、外務省、大蔵省等々がございますが、資本協力は非常に経済面もございますが、ある程度政治面もござりますので、その限られた資金を有効に使うにはやっぱり一本にしたほうがいいのじゃないかということは当然でございまして、その面におきまして経済外交とあわせて一本にでくるだけやつしていくのが将来において望ましい方向であるということで、われわれとしてはこれに賛意を表している次第であります。

○伊藤顯道君 この問題についていま一点だけお伺いしておきますが、海外技術協力事業団の業務運営等の改善についての臨調の意見に対して、外務省は一部賛成で一部を反対しておるわけですね。技術協力行政の一元化と事業団の運営改善に関する改善策は妥当であると、これは賛成しておるわけです。これは答弁は必要ありません。そこで反対の面は、予算の移しかえ方式については賛成したいとして反対しておるわけですね。これはどういうわけなんですか。予算の移しかえ方式

は、臨調の改革意見ではますいですか、どういうふうにまずいのか。
○政府委員(高野藤吉君) その点はいま主管の局長が参つておりますので、至急問い合わせて後刻御返事申し上げたいと思います。
○伊藤頭道君 それでは問題をかえまして、法案そのものに入つて、中南米・移住局の設定についてお伺いたしますが、この中南米・移住局の新設に関連して、これほどなたでも気づくわけですが、地域的な分類と機能的な分類を一つに結びつけたような名称の局となつておるわけですね。で、このことは当然に衆議院の内閣委員会でも行管の意見を聞いたりしているいろいろ審議が行なわれたと思う。そこで衆議院の段階よりさらにつとめり下げてお伺いしてみたい、と思うのです。が、こういう名称を使つて落ちついたまでの経緯は一体どういうわけなんですか。こういう不自然な名称になつた経緯について概要をひとつ御説明いただきたい。
○政府委員(高野藤吉君) 御承知のように、最近、中南米に対する日本の貿易ないし経済協力の実情がだんだん関係が深まつてしまひまして、しかも国連開発貿易会議いわゆる南北問題等々があえ、及び国連における中南米の地位は高まつてしまひ、現在二十二カ国ございまして、日本にも大半の国が大使館ないし公使館を置いておるわけでございまして、現状におけるアメリカ局の二課だけはこれが実情に合わないと、また、ここにいる中南米から派遣されている大使館は、やはり自分自身の中南米だけを考えてくれる局長ないしは局がないと、何となく自分が軽視されていて、この面がございまして、外務省といたしましては、外交上それはきわめて、やはりもともなことだという前々から考えでおりました。一方、移住局といふもの、これは現在移住が、国内の経済状態で移住される方が少なくなつておりますが、現地には終戦以来、相当な方が行つてゐる。これのいろいろめんどを見なければならぬ面もござりますので、移住局もこれを廃止するわけに

いかぬ。しかし、一方、臨時行政調査会及び政府の方針によりまして、対員増はもちろん、機構の新設はいかぬという国内的な面と、国際的な必要な面とからみ合わませまして、局の創設ではないが、名前を変えて中南米・移住局ということに、苦心の妥協の産物になつたのでござります。で、ボツが入りましたのは、これは法的な解釈として、中南米移住というと、中南米だけに移住をするように聞こえる。中南米アンド移住で、英語ではアンドが入りますのですが、日本語では、「及び」ですが、これではちょっと局の名にならぬということで、ボツが入りまして、読むときは中南米移住局、書くときには、ボツが入る、そういう関係になつたわけでございまして、いろいろ紆余曲折がございましたのですが、現状におきましては、まあ、この案が最善だとわれわれは考えておる次第でございます。

○伊藤頭道君 そうしますと、中南米・移住局設置の契機となつたものは、要約すると、移住局の廃止といふことに重点があつたのか、あるいは、アメリカ局を二つに分けることが、より重要な動機であつたのかということにならうと思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(高野藤吉君) 移住局の廃止といふことではございませんので、名称は別として、御承知の移住事業團ができましたので、外務省といったしましては、これの監督及び政策の樹立といふ面で、内容的に事務が逐次減っていくのではないかという点と、それから、先ほど申し上げました中南米局——中南米関係の独立した局が必要だという意味合いで、両方の意味から、中南米・移住局というふうになつたわけでございます。

○伊藤頭道君 この移住局を廃止しようという方針は、従来、外務省にはなかつたわけですか。外務省としては、すでにそういう方針が決定しておつたようにも聞くわけですが、あるいは、一説として、領事局を新設して、ここに吸収しようとする、そういう案もあつたようにも漏れ承るわけです。そこで、今回の中南米・移住局について、こ

ういう点も何とかこうつべきりした中南米局とか、そういうところに問題があるうのですが、もう少しつきりした名前には考え及ばなかつたわけですか。

○政府委員(高野龍吉君) 最終的には行政管理局と御相談する前には、もちろん、内部にいろいろな意見がある、ござる。たゞ、現在、多生局の二課

見かございました。しかし、現在、移住局の二課を全然なくしてしまうということではなく、局の名前をどうするかという点で、いろいろ意見もあつたわけでございます。先ほど申し上げましたように、移住事業団ができましたので、実質としては、逐次これを事業団に移行していく、しかし、一挙に移住関係の課を廃するということはないのでございまして、局の名前をどうするかといふ点につきましていろいろ意見がございましたが、最終的に中南米・移住局、課は二課にするという面で落ちついたわけでございます。

○伊藤顯道君 これも、直接聞いたわけじゃございませんが、漏れ承ると、自民党の総務会で

も、移住局という名称が消えてしまうことには強く反対だと、そういうことで外務省も苦慮して、そこで、こういう名称に落ちついたというのが真相のようだと聞いておるわけです。各省において所掌事務を配分する場合、たとえば、外務省やアジア局とか、アメリカ局、あるいは欧亜局、こういうふうに地域外交政策を主とする配分が一方にあって、それで一方には、経済局とか経済協力局、条約局というふうな機能的な事務上の配分、こういうふうに、二本立てになつていると思うのです。これは、ただ単に、外務省だけではなく、たとえば、文部省のほうを見ても、初等中等教育局とかあるいは大学学術局というような配分と、社会教育局、体育局とかあるいは調査局、こういう二本立てになつておるのですね。どこの省庁を調べてみても、どうもこういう希代な不自然にこうくつつけたような名称のものは、いまだ先例を見ないわけですけれども、そういう点からも、きわめて不適当と言わざるを得ないわけなんです、私どもの考え方としては。そこで、もつとすつ

きりした名称にすべきではなかつたかといふことを
が、この点からも言えるわけですが、いま各省府
を見ても、こういうのはちょっと見当たらぬと思
うんですがね。もし、あつたら御指摘いただきた
いです。

○政府委員(高野藤吉君) 外交と申しますか、外務省の所掌事務 一正義で、ほんと各省の関連

務省の所掌事務……在例外ではどのくど名目で開拓する問題をやつておりますので、いわば、外におきましては、総合官僚的な仕事をやつておりますので、国内の各省とは……必ずしもすつりと筋を通して議論できるかどうかは、疑問の余地があるうかと存じますが、外務省といたしましても、これを、刻々発展していく国際情勢及び日本の外交的地位が刻々向上していくのに見合いまして、本省の機能及び在外公館の配置等をいかににするかということは、限られた予算定員で、いま、非常に苦心しているわけでございます。で、お説の地域局と機能局は、大体、今まで分かれてきて、今度初めて一緒になったがおかしいではないか——ごもっともな御指摘でございますが、御承知のとおり、移住関係は、大体、中南米がその大部分を占めておりますので、その点は、若干、機能局と地域局が一緒になつても、実際上、これは打つて一丸とすれば、政治問題と移住問題が相互にかみ合つていいけるので、必ずしも、実際上の運用においては無理がないと考えておりますのが、第一点。

○伊藤龍道君 それで、この問題は、まだまだ問題があるうかと思いますけれども、一応、時間の関係もありますから、ここで打ち切つて、次に、中近東アフリカ部の局への昇格について二、三お伺いしますが、この局への昇格の理由は、政府の説明によりますと、国内的の理由よりも、重点は対外的な新興国への体面にある、そういうことであります、この機会に新興国に対する外交政策をひとつ力強く行ないたいということでありますけれども、実際はどうなのが、椎名外相は中近東とかアフリカ諸国を一巡して、これら的新興国との関係をさらに一段と深めようとする、そういう御意向があるのかないのか。やはり実際に回ってみぬと実情がわからぬわけですから、機会を見て中近東アフリカ、これらの諸国をひとつ回って、そして実際に見て、ここでいま提案理由で言っておるよう、新興国に対する関係を一段と深めようとする熱意がおありなのかどうか。これは大臣にお伺いしたいところでですが、もあるということがあるならば、その構想は一体どうなのか、こういう点を尋ねたいのですが、おわかりでなければ大臣が来てからお伺いしますが、大臣のお考えがすっかりわかつておれば、大臣にかわってお伺いしたいと思います。

とか、日数がどうなるかということは、これは今後の問題でございますが、できる限り、時間の許す限りお回りになることは、外交上必要じゃないかと私は推測しております。

○伊藤頸道君　たとえば中共の周総理とか、あるいはフランスのドゴール、こういう人々は、この点についてはきわめて積極的な政策を進めておるわけですね。これと比較して、従来の日本の外交は、この点についてきわめて消極的であったといふことは言えると思うのです、対照して考えた場合。これではせっかく提案理由の説明の、新興国へのひとつ積極的な取り組みが必要であるということの裏づけがないわけです、実際には。

○政府委員(永田亮一君)　椎名外務大臣も中近東アフリカの重要性を特に痛感されておられまして、中近東アフリカという地域の諸国は、特に戦争の場になつております。ヨーロッパのかつての宗主国は統制力が失われてまいりました。いま御指摘のように、中共の進出が非常に顕著でござります。また、経済的には石油とか鉱物とか、そういう優秀な資源がございまして、わが国の産業上、原料を多量に輸入する傾向にござりますし、同時に、わが国のお重要な輸出市場でございますので、これからは中近東アフリカ諸国に対しても、きわめてきめのこまかい外交政策を立てていかなければならぬ。さらには、独立国の数が現生は四

第三点は、本省の機構の問題。これは、先ほどお述べの経済協力等々の問題と関連いたしますし、また、経済外交の問題と関連いたしまして、現在、経済局の中には、アジア課、スターリング地域課、アメリカ局の中には、北米課、中南米課というように地域的なものがございます。これは、外務省の機能局である条約局、情報局等にはない例でございまして、これのかみ合わせをしたほうがもつといいのではないかという点も、いろいろ考慮しております。今後とも、この機能局と地域局とのトドケースになるかという点で、限られた局と定員

十七カ国に達しております。こういふ点からも、これらの中近東アフリカの新興独立国が特に日本に期待するものも多かった。日本からも、これらの国に積極的に働きかける必要を痛感いたしまして、特に椎名大臣は、中近東アフリカの重要性をお考えになり、新しい局を設け、これらの国を、外務省といたしまして、も、局といふ大きな立場から所管をするのが適当と考え、今度提案いたした次第でございます。

○伊藤謙道君 次にお伺いしたいのは、中近東アフリカ局の新設に伴つて、欧亜局の所掌事務が少なくなるであろうと思う。そこで、欧亜局の名称をたとえれば、これはたとえながら、ヨーロッパ

とか、日数がどうなるかということは、これは今後の問題でございますが、できる限り、時間の許す限りお回りになることは、外交上必要じゃないかと私は推測しております。

局とするとかいうふうに改称すればすっきりしてくると思うのです。今度の所管地域は、ほとんどが歐州と大洋州であろうと思うのです。もちろん、欧亜局英連邦課として、一部にはアジア地域も残るわけですけれども、国民一般にもわかりやすいように、そういう名称を考えていかないわけですか。

○政府委員(高野彌吉君) 欧亜局は欧亜局として、中近東アフリカ部が局となりましても、名前はそのままになるわけでございます。御指摘のように、所管地域は大洋州を含めてヨーロッパでございますが、この欧亜局の範は、中近東アフリカの阿ではなくて、アジアの東でございまして、いわゆる英語のユーラシアと申しますか、アジア・ヨーロッパという意味の欧亜局でございまして、アジアが入りますのは、これはソ連がずっととアジアの地方まで、極東まできておりますので、ユーラシアということばに従いまして欧亜局——正確に申し上げれば欧亜・大洋州がよろしくございましょうけれども、これを簡単にしまして今まで慣行によつて欧亜局、そういうふうに言つていいわけでございます。

それから、先ほど臨調の技術協力團に対する予算の点について御質問がございましたが、現在經濟協力局の片上参事官が参っておりますので、御答弁申し上げたいと思います。

臨調の当局のほうともいろいろ実質的な話をし
たわけでございますが、そのときの臨調側の認識
は、一応、政府ベースの技術協力は現在外務省が
所管している。それから民間ベースの技術協力は
通産省が主管しているというところで大きく分か
れて、予算的にも分かれているわけでございま
す。各省の技術協力予算というのは、これは非常
に例外的なもの以外にほとんどないというのが実
情でございます。

は、御承知のように、いろいろ形式行為がござります。したがつて、そういうことで、具体的なプロジェクトがきまつたときにその省に移しかえていくという操作は、一見統合していくということでお非常に全体をにらむのにいいという面もあるかと思いますが、他面、実施上の円滑ということがから見れば、またマイナス要因もある。そうすると、プラスのほうの、全体を予算的にも執行面からにらんでいくという面のプラスは捨てるのかとか御質問が出るかと思いますが、それについては外務省と通産省、それから関係省、あるいはまた、政府ペース実施に当たっております事業團と各省とは、定例的に連絡會議をもっております。ここで予算的な問題、執行面の問題、いろんな問題を議論しながら実施していくというような形でやつてまいっております。われわれ実施側に立ちます者としては、いま直ちに新たにそういう制度を、——これは会計予算制度としても新しい制度でございますから、いろいろ検討すべき要素がある。直ちにこれを導入するということよりは、むしろより重要な、実質的に技術協力事業の総体的な実施をさらに円滑に、あるいは規模を拡大していく、というところに第一の努力を注ぐべきではないかというが、われわれ実施当局の考えでございます。したがつて、早急にその問題を持ち出されることは、かえってもののプライオリティといふものが逆になってしまふものであるという意味で、いま直ちには賛成いたしかねるという答申といたしますが、回答をいたしました。

告だ。これは一休計画が悪かつたのでこうなつたのか。いわゆる予定数の五分の一に減つてしまつておるわけなんですね。この理由は一体どこにあつたのか、また国内事情とは一体何をさして言つておるのか、こういう点を明らかにしていか

○政府委員(山下重明君) 三十八年度八千名の予定を立てまして、実際に千五百名くらいしか出なかつたということであります。御指摘のとおりまして、実際には移住者の出ていった数は、三十五年に八千三百八十六名という人が出て、三十六年には六千名、三十七年には二千名、三十八年には千五百名と、急角度に落ちてきておりますが、これについてはわれわれとしては、太体戦争が終わつたときに海外から帰つてこられた方々で、もう一回海外に出ようとしておる方が大体それまで終了した、そのころの時期に終了したこと。それからもう一つの事情としましては、国内の景気がよくなつたので、出ていく人が減つたということであります。その場合でも、太体いままでわれわれが対象としておりましたのは農業の関係の移住者の方々で、この方々は太体日本の景気がよくなつたのでどんどん都市に行つたとい

○伊藤頭道君　たまたま三十八年という年は海外移住事業團がその七月に発足した年であつたわけですね。この移住事業團が発足したということであるので、よけい一つの推進力になつたと思うのですが、にもかかわらず、いま御指摘になつたような理由で八千が千五百に激減したということは、何といっても遺憾のきわみだと思うのです。この問題については昨年も当内閣委員会で私が取り上げた。その際も、この事業團法に基づく政府の事業團に対する事業運営の基本方針、そういうものも何ら明らかにされず、そうして今日にきておるわけです。したがつて、事業團の役員の人選問題などについても納得は得られないままに今日にきておるわけです。そこで、この際、事業團の今日の活動状況について、また活動の実績についてひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○伊藤頭道君　いまの日本の経済情勢の中で、将来に向かつて移住者、特に農業移住者を送り出し得る見込みが一体あるのかないのか、こういうことについてお考えをお聞かせ願いたい。

○政府委員(山下重明君)　先ほど申しましたように、移住者のだんだん質が変わってくるということは、もちろんわれわれ考えておりますが、ただ今までのような移住希望者が、いますぐここで急に減るかというと、やはり今までのような移住者は今後も続いて出る。今後特に北海道の寒冷地域とか、国内における産炭地域の方々も必ずしもうまくいっていない。そういう方たちに、できれば海外で大いに活躍していただくということとで、今後もかなりの方が出ていかれるだろうと考えております。

○伊藤頭道君　それでは技術移民についてはどういう見通しなのか、三十八年度ではわずか六十七名くらいしかなかつたわけですね。この技術移民については、一休今後の展望はどうなのかということ、それからこういうようにいま移住については低調になつておるわけですから、日本の経済情勢も大きな原因になつておりますようけれども、いずれにしても海外移住についてはきわめて低調であると思います。こういう中で海外移住事業団の活動の余地は一体あるのかないのかということ、それからさらにこういうことが言えると思うのです。昨年私どもは、デンマークのコペンハーゲンで列国議会同盟会議がございまして、その途中、中南米などを回つてまいりまして、特に移住の実情などを一端の目的として調べてまいりましたが、昔のように一獲千金で裸一貫で、行つたのでは、いまの状態ではどうにもならぬ。特殊な技術があるとか、相当まとまつた資金を持つていくとか、こういう移民でないと、昔考えられたような、たゞ徒手空拳で、千金を夢見ても、なかなか情勢はそういう甘いものではない、そういうことを痛感してきたわけです。こういうことに対する、外務省としては一体どういうふうにお考えなのが、こういうこともあわせてお答えいただき

○政府委員(山下重明君) 技術移住についてであります。技術移住が始まりましてからここ数年総数で七百六十三名出ておりまして、まだまだこれでも十分とは言えないわけでござります。ただその数字におきましても、去年一年で大体百名くらい出ておる。だんだん多くなりつつあるということでありまして、今後だんだん伸びていく。同時に、最近カナダにおきましてもヨーロッパから入ってくる人々が少なくなつて、日本からも大いに来てほしいということで、最近カナダの移住専門の担当官が日本に来ることになりました。この担当官が来ると日本でどんどん選考しまして行くようになるので、かなりの数がカナダのほうにも出ていくような状態になる。そこで今後は技術関係の移住される方が非常に多くなつてくるだろうということを考えております。同時に、事業團としてもこれらの方のいろいろなお世話ををする。それから事業團の仕事自身でありますか、さつき言ったように、移住地に移住先に行ってからいろいろめんどうを見なければならない。お話をありましたが、今後はなかなか裸一貫といふわけにもいかないということで、ますます国家的にお世話をする面が多くなつてくると考えております。同時に、現在技術移住を推進していくます場合に、国内の技術者が不足しておるとかいろいろな問題もありまして、労働省なりなんなりほかの関係官庁とも十分話し合いをしてこの点を調整していく、いろいろな技術移住の振興に当たつていきましたと考へております。

二お伺いしたいと思いますが、先ほどお伺いしたことですが、中近東アフリカ部の局への昇格といふ問題に関連して、たとえば中共の周總理とかあるいはフランスのドゴール、こういう人々は、中近東とかアフリカに対する新興国との関係について非常に真剣に、積極的に取り組んでおるけれども、日本の外務省としてはこの点は一体どうな提案理由の説明では、積極的に取り組むのだという意味の御説明があるわけです。

そういうことと、いま一つお伺いしたいのは、そのこととも関係がございますが、中近東アフリカにおける在外公館を見ますると、大体公館長以下五名程度の人数で、きわめて弱体であるという感じを受けるわけです。これは世界大体の国を回ってきてみて、日本の在外公館があまり充実していないという感じをひとしく私どもは受けたわけですが、それとも、これはまあそういう面では外務省としては現状でいいと思っておられるのかどうか。そうして、これではどうも弱体過ぎるので何とか強化しなければならないというふうにお考えなのか。もしそうだとすれば、具体的に方針がお書きになつておられるのかどうかという点、こういう点をもあわせてひとつ御説明いただきたい。

で、世界のおもだつた国を回ってこういう感を深くしたわけですが、特に中近東アフリカにおける在外公館は弱体という感じがあるわけなんですね。こういう点をあわせて御説明いただきたい。

○國務大臣（椎名悦三郎君） 中近東特にアフリカにおきましては新興国が最近急激にふえてまいりました。それで、新興国であるからなお一そつこれらの諸国とのおつき合いにつきましては、十分力を入れまして、そうして将来のこの関係をりっぱな基礎の上に置きたいと、こう思うのであります。そして、そういう意味においても今局に昇格をお願いしまして、その方向に推進してまいりたいと、こういう考え方でございます。

それから在外公館は、どうも予算の関係もござ

いまして、いずれも貧弱である、それでは事志と非常な違いを生ずるというようなことになりますので、この点につきましては、十分にひとつ国会の皆さんの御協力によりまして強化してまいりたい、かように考えております。なお詳細な点につきましては、官房長から説明させたいと思います。

うに、在外公館、新しい國がアフリカ等でござ
して、定員はなかなかふえないと云ふことで、そ
の配員はある程度希薄にならざるを得ないのでござ
ります。しかし、外務省といたしましても、で
きるだけ実情及び実務に応じまして増員をはかっ
ていきたい。本年度いま御審議御っている面に

おきまして、新設公館五館、これはアフリカの地域にもございますが、それ以外に既設公館におきましては定員を四十九名ふやして、実情に応じまして既設公館にも遂次定員をふやしていきたい、そういうふうに考えておる次第でございます。
○伊藤頸道君 時間の関係もございますから、最後に一点だけお伺いしておきたいと思いますが、次にお伺いしたいのは、後進国に対する経済協力の問題について、後進国に対する日本の経済協力の現状は一体どうなつておるのかということと、日本の援助は当該地域住民に対して不詳を買つておるという向きがあるやに承つておるわけですが、もしそうだとすると、きわめて遺憾であると思ふんですが、その原因は一体那辺にあるかと、

いうこと、そしてこの際、外務省の斡旋開発援助計画というものは一体どういうものなのか、こういふ問題をひとつあわせて御答弁いただきたいと思います。

るのであります。昨年行なわれた国連における経済開発貿易会議ですか、その準備会においても日本として提案をいたしましては、この後進国の開発助成の一策を下らざる協力をすることが望ましい、こういう決議になつたのでございますが、できるだけ日本といたしましては、この後進国の開発助成に力を入れでまいりたい。ということは、結局長い目で見ると、それがはね返つて新興国の利益にもなつてゐるのでございますから、今日の状況から見て、この方向に新しい努力をする必要があるということを痛感しておる次第であります。

それから不評を買つておるという点は、どういふ不評かわかりませんが、心あたりといたしましては、経済協力の問題に関して日本の協力のしかたはそろばんを忘れてない、あまりに商業的過ぎる、もう少し長期的な観点から、ほんとうにもう低開発国を育てるというそういう点がどうも希薄である、こういう批判を受けているのであります。これは必ずしもわれわれといたしましては、的をはずしてはおらない、こういうふうに考えております。そこで今後はもう少し長期的な視野からこの南北問題を取り上げてまいるという必要があるうかと考えてゐるような次第であります。

なお、私の御答弁で、まだ詳細の点が欠けておりますれば、他の政府委員から御答弁申し上げます。

外貨事情が悪くなつたこと、インフレーションの悪化など、双方の事情が相待ちまして民間ベースの伸びが非常に減りまして、地方五年をこえます政府資金が入つております。政府ベースの援助的なものについては、むしろ徐々に伸びているというが実情でございます。

それから先ほど大臣からも御高明ございましたが、不評とおっしゃいました、あるいはそれが不評であるのかあるいは不満であるのかは別といたしまして、幾ぶん低開発国側から、要請なし強い希望がありますのは、日本側として、もう少し緩和された条件のものをひとつ援助をしてもらいたい、条件的に緩和されたもの、この要請は一般的に外貨支払い能力がだんだん悪くなつておりますので、どうしてもそういう希望ないし要請が強くなつております。他面わが国のほうといたしましては、国内資本上の問題あるいは国際取引、あるいは社会資本の拡大というような問題もございまして、なかなかおいそれと一がいに全部を受けるわけにいかないという事情もございます。それからもう一つは、やはりその低開発国のバランスのとれた開発という角度から見まして、低開発国側としては、農業であるとかあるいはかんがいであるとかというようなものも含めましたいわゆるインフラストラクチャー分野への援助というのもも希望してまいります。これは日本としては、資金の寝る期間がどうしても、それは普通の資本財設備で援助します場合に比べて長くなりりますので、今までどちらかといえば、それを積極的に踏み切っていくというところまではいっていない、そういう面についての食い違いといいますか、要請と、われわれのできることとの食い違いということもありますかと思ひます。補足的に。

外務省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(柴田栄君) 多数と認めます。よって本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任を願います。

午前の会議はこの程度にとどめ、午後は一時半まで休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(柴田栄君) これより内閣委員会を再会いたします。

行政監理委員会設置法案を議題とし、前回に統きこれまで質疑を行ないます。

政府側からは増原行政管理庁長官、井原行政管理局長、山口行政監査局長が出席いたしております。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤頭道君 前回に引き続いて二、三お伺いしますが、お伺いしたいのは、審議会とかあるいは懇談会、こういう関係の面についてまずお伺いしたいと思いますが、当内閣委員会では審議会、懇談会等のうちで閣議決定とかあるいは省議決定等によるものであつて国家行政組織法第八条違反の疑いあるものについては、必要なものについては法制化すべきである。必要のないものについては廃止すべきである。こういう二者択一によつて合法化すべきである。こういう審議を重ねてきたわけです。で、従前の例によると、こういう第八条違反の疑いあるものが相当量あつたわけです、各省庁にわたつて。ところが、繰り返し繰り返し審議を重ねている過程において、だんだん整理され

外務省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

て、今日はわずか七つに減少してきたわけです。で、このことについてお伺いしたいわけですが、もうこれはとうに、二者択一によって、あるいは合法化するかあるいは廃止されておつしかるべきものが、七つといえどもここに現在残つておるということと自体がこれはきわめて遺憾であると思うのですが、このことについて行管としてはどういう措置をとってこられたのか。この点についてお伺いいたします。

○國務大臣（増原憲吉君）仰せのとおり、この問題は特に參議院のこの委員会において今までた

す。具体的な問題は、仰せのとおりであると私も
記憶をいたしております。できるだけ審議会、協
議会等設置の場合は、八条の規定に従うようにも
とよりやることで、現在設置を新しくしておるも
のは、全部例外なくこれによってやっておるわけ
でございます。この審議会、協議会というような
名前も十分に吟味をしますし、かりに名前をつけ
ましても、意思決定などを全然しないという、意
見開陳というようなものにとどまるもの、明白に
とどまるものは、八条の機関でなくとも認めてお
りますが、嚴重にその点はやっておるつもりでござ
います。従来ありましたのも、そういう趣
旨で整理をだんだんといたしておるつもりでござ
います。御指摘になりました七つというのを、
ちょっとと私いま申しあげありませんが、明確に覚
えておらぬのでございますが、十分にその点は
この委員会の御趣旨を体して整理をきちっとして

○伊藤類道君 そこで、この七つというのは、もう行管では十分御承知のように、労働省に労働問題懇談会——これは前は懇談会といつておった。一字変えて労働問題懇談会、それと国際労働条約懇談会、それから労政懇談会、この三つ現存しておるわけです。それから農林省には二つで、八郎総合事業に関する研究会、地域農政懇談会、この二つ。それから科学技術庁には金属材料研究連絡会、技術審査連絡会、この七つが現存しておる。

わけです。この七つのうち、労働省のこの三つの審議会等については、去る三月二十一日の当内閣委員会で、石田労働大臣は、私の質問に答えて、今国会会期中を自途として、廃止するかあるいは法制化する旨確約されておるわけです。それと、農林省の二つについても、四月八日と四月十三日の当内閣委員会で、赤城農林大臣から、私の質問に答えてですね、きわめて早い機会に廃止する旨の確約があつたわけです。それと、あと残りの二つの、科学技術庁の二つについては、まだ私のほうの調査は、それまでついていなかつたときに、すでに科学技術庁設置法が上がつてしまつたので、委員会で追及する機会を失つて、科学技術庁直接に私は交渉して、二つはどうするのだ、二者択一で合法化すべきであるということを申し入れて、近く審處するといふ——これは委員会ではございませんけれども、私の直接の交渉によつてそういう回答を得てゐるわけです。そこで行管にぜひやつてもらいたい作は、こういうふうにして、当内閣委員会を中心に、あと残りの七つについてもそれぞれ確約しておるので、これは行管当然の責任として、ひとつこの関係省、労働省、そうして農林省と科学技術庁、さつそく連絡をとられて、ひとつ二者択一で合法化する方向で緊急に解決していただきたいと思うのです。これは当然なことをお願いしておるわけで、もし必要なならば合法化するよう、必要なければ、すみやかにこの国会を目指にひとつ廃止するよう、そういうことにしておいて行管長官の、さっそくのお取り組みをお願いしたいと、これに対するお考え、決意のほどを伺つておきたいと思います。

わけです。この七つのうち、労働省のこの三つの審議会等については、去る三月二十一日の当内閣委員会で、石田労働大臣は、私の質問に答えて、今国会会期中を日途として、廃止するかあるいは法制化する旨確約されておるわけです。それと、農林省の二つについても、四月八日と四月十三日の当内閣委員会で、赤城農林大臣から、私の質問に答えてですね、きわめて早い機会に廃止する旨の確約があつたわけです。それと、あと残りの二つの、科学技術庁の二つについては、まだ私のほうの調査は、それまでついていなかつたときに、すでに科学技術庁設置法が上がつてしまつたので、委員会で追及する機会を失つて、科学技術庁直接に私は交渉して、二つはどうするのだ、二者択一で合法化すべきであるということを申し入れて、近く善處するという——これは委員会ではございませんけれども、私の直接の交渉によつてそういう回答を得ているわけです。そこで行管にぜひやつてもらいたい件は、こういうふうにして、当内閣委員会を中心に、あと残りの七つについてもそれぞれ確約しておるので、これは行管当然の責任として、ひとつこの関係省、労働省、そうして農林省と科学技術庁、さつそく連絡をとられて、ひとつ二者択一で合法化する方向で緊急に解決していくいただきたいと思うのです。これは当然なことをお願いしておるわけで、もし必要なならば合法化するよう、必要なければ、すみやかにこの国会を目指にひとつ廃止するよう、そういうことに對して行管長官の、さつそくのお取り組みをお願いしたいと、これに対するお考え、決意のほどを伺つておきたいと思います。

議したり、あるいは行政改革の実現を推進することになったわけです。

そこでお伺いしたいのは、政府としては、臨調の「改革意見は、これを尊重するたてまえをとり、」この「尊重するたてまえをとり、」ということにについて、ひとつ、以下この法案について関係がございますので、ここで重ねてこのことを明らかにしていただきたいと、基本的なお考えを。

○**國務大臣(増原恵吉君)** 尊重というのは、申すまでもございませんが、従来の用語に従つたわけでもございまして、意見を尊重をしてしまって、これが実現を期するということが根本のたてまえでございまして、ただし、そのままに実行をするということでは必ずしもないと、やはり臨調の答申のうち、尊重ということに含まれましようが、その旨の中にさらに検討を加えるべきものという趣旨で答申が出ているものもあるわけであります。具体的な事項はさらに研究の上実現を期してもらいたいというものもあるわけであります。また相当にはつきりした意見でありましても、そのとおり全部そのまま行なえるとは、必ずしも言い切れないのであるのがあるわけでございます。全体としてはこれを尊重をして、改革意見に沿つて実現を期するという趣旨でございます。

○**伊藤顯道君** そこで、この改革意見について審議し、行政改革の実現を推進すると、そういう御説明があるわけです。そこで、どのようにして行政改革の実現を推進しようとしておられるのか。このことについて、ひとつ要点だけを御説明いただきたい。

○**國務大臣(増原恵吉君)** 法案でごらんを頼つておりまするに、この委員会は、第二条で、各号に掲げるような事項に関して審議し、意見を述べる、あるいは諮問に答申をするというふうになつております。この重要な事項の内容は、具体的に言いますと、おおむね臨調答中の線の実現ということに、この際は具体的になるものというふうに

行政改革本部を設けて、行政改革意見について審議したり、あるいは行政改革の実現を推進することになったわけです。

そこでお伺いしたいのは、政府としては、臨調の「改革意見は、これを尊重するたてまえをとり」ということについて、ひとつ、以下この法案について関係がござりますので、ここで重ねてこのことを明らかにしていただきたいと、基本的なお考えを。

○國務大臣(増原恵吉君) 尊重というのは、申すまでもございませんが、従来の用語に従つたわけでもございまして、意見を尊重をしまして、これが実現を期するということが根本のたてまえでございまして、ただし、そのままに実行をするということでは必ずしもないと、やはり臨調の答申のうち、尊重ということに含まれましようが、その身体の中にさらに検討を加えるべきものという趣旨で答申が出ているものもあるわけであります。具體的な事項はさらに研究の上実現を期してもらいたいというものもあるわけであります。また、相当にはつきりした意見でありますても、そのとおり全部そのまま行なえるとは、必ずしも言い切れないものがあるわけでございます。全体としてはこれを尊重をして、改革意見に沿つて実現を期するという趣旨でございます。

○伊藤頼道君 そこで、この改革意見について審議し、行政改革の実現を推進すると、そういう御説明があるわけです。そこでどのようにして行政改革の実現を推進しようとしておられるのか。このことについて、ひとつ要点だけを御説明いただきたい。

考えるわけでございます。その何といいまするか、項目は二条の各号に掲げてあるようなものについて意見を述べてもらう。具体的には臨調の答申の実施という形にこれがなってくる、そういう形に了解をしておるわけでござります。もとよりこの委員会はそうした問題について独自の見解で審議をしてくれるわけですから、しかし項目については、ここに掲げるようなものについて、そうして具体的には臨調答申の方向ということで審議がされるものと期待をする、こういうことでござります。

○伊藤頭道君 従来行管としては、この大事な、いわゆる本務の一つとしていわゆる行政監察を行なってきて、その監察の結果に基づいて各省庁に對してそれぞれ勧告を行なつておるわけです。この勧告を受けた各省庁等は、その勧告に対しでまご回答する。そして勧告に対する改善措置を講ずる、こういうたてまえになつてきたわけですね。そこで、勧告に対する改善措置が的確に行なわれておれば問題ないけれども、従来の例から推すと必ずしもこの改善措置は、的確に励行されたものもありましようけれども、励行されてない面もあつたわけです。それでは行管がせつかく骨を折つて監察をして、その監察の結果を勧告するということも、励行されなければあまり意味がないわけですね。励行されて初めて行政の改善が進められる、こういう段取りにならうかと思う。従来の例では、あまり勧告されないで再び再勧告という事例もあるわけです。これは従来の例ですが、現状はどうなつておるのか、こういう点を中心ひつて御説明いただきたい。

○國務大臣（増原恵吉君） まず概要を私から申し上げまして、あと局長から御説明を申したいと思ひます。が、御指摘のように、監察、それに伴う勧告というものはなかなか重要な事柄でございます。各省おおむねよく勧告の線に沿つた措置をしでもらって、いま回答をいただいておるというのが現実でございます。勧告をしました際に、一応期限を付しまして、それに対する措置、回答を求

○伊藤頭道君 従来行管としては、この大事な、いわゆる本務の一つとして、いわゆる行政監察を行なってきて、その監察の結果に基づいて各省庁に對してそれぞれ勧告を行なつておるわけですね。この勧告を受けた各省庁等は、その勧告に対してまず回答する。そして勧告に対する改善措置を講ずる、こういうたてまえになつておるわけですね。そこで、勧告に対する改善措置が的確に行なわれておれば問題ないわけですがけれども、従来の例から推すと必ずしもこの改善措置は、的確に励行されたものもありましょうけれども、励行されてない面もあつたわけです。それでは行管がせっかく骨を折つて監察をして、その監察の結果を勧告するということも、励行されなければあまり意味がないわけですね。励行されて初めて行政の改善が進められる、こういう手段取りにならうかと思う。従来の例では、あまり勧告されないで再び再勧告という事例もあるわけですね。これは従来の例ですが、現状はどうなつておるのか、こういう点を中心ひとつ御説明いただきたい。

○國務大臣(増原憲吉君) まず概要を私から申し上げまして、あと局長から御説明を申したいと思ふますが、即ち簡りようして、監査、そして半う

間を経まして、その後どういうふうな措置をやるかを結んだかどうかを一定期間を経てさらに回答を求めるというやり方をやっておるわけでございます。そして時宜に応じて再監察ということもやるわけでございます。現在では各省とも勧告に対しましては、きわめて的確に対応をしてもらつておるということはおむね申し上げられると思うわけですが、そこでございます。なお、具体的に若干局長から御説明をいたします。

いろいろその内容を検討をいたしておりますが、いますぐには年度の途中で予算措置ができない、したがって、しばらく時間を要するもの、あるいは勧告の対象となりました一つの省庁限りでは処理ができない、数省庁にまたがつて相談をしなきり、おる、われわれといったしましては、極力仰せのとおり勧告の一〇〇%実現を期しまして、勧告後におきまして絶えず繰返してその実施につとめておりますし、今後もつとめたいと考えております。
○伊藤頼道君　監察、勧告、回答、改善措置、こういう手順で行政改革が励行されねばある程度推進される。したがつて、この制度は非常に成果さえあがればいい制度だと思うのですよ。ただきめ手がないわけですね。監察の結果を勧告しても、さていまも御指摘あつたように、大体七〇%はよく励行されておるということです。あと残りに問題があるううと思うのですね。残りの三〇%の中でも、これが当然に行管が監察の結果を勧告したわけですから、一応それに対しても回答を出して改善措置に移らなければならぬ、指摘された面について……。ただ励行されない場合でもきめ手がないから、そのままほっておく場合もあり得たわけです。従来は。そうすると、きめ手がないからもう一回同じことを勧告をいま一回やる、再勧告です。なかなか成果をあげることは期待できなかつたわけです。今度は新たに行政監理委員会を設けていろいろ行政改革の面の審議をして、その結果を答申するわけですけれども、これもやはり何かきめ手がないとなかなか励行されないということです。いふことで、いふことでも励行されなければ意味がないとば行管の成果は一そうあがるのでないか、そういうふうに私どもは感じておるわけです。そういう観点から今度行政監理委員会ができ、そなうする

と、行政管理庁に対して行政監理委員会、この行政改革本部も現在あるわけですね、そうしてこの行政監理委員会はここで成立すると、今まであつた行政審議会というものはおそらく廃止ということにならうと、そういう意味の提案の説明があつたわけです、そこでお伺いしたいのは、行政管理庁、それに対するいわゆる行政改革本部さらには現在は行政審議会、この監理委員会が成立すると審議会は廃止になって行政監理委員会、いずれにしても三者の関係になるわけですね。こういう関係で行政改革を実際に推進しよう、そういうねらいであろうと思うのですが、このことについてひとつ今後どういうふうにこれを運営していくのか、基本的なひとつ関係を御説明いただきたい。

えぼよくわかるのですけれども、どうもこの三つを、どうどこからながめてみても民主化というような、全然こういうことと違うわけですから、この三要素と。

それはそれとして、重ねて御答弁いただきますが、ここでお伺いしたいのは、提案理由の説明をさらに見ますと、行政監理委員会の所掌事務の項で、重要な行政制度及び行政運営について審議する、そうして第一点としては、行管長官に意見を述べ、並びに行管長官の諮問に答申するあるわけですね。この答申を受けた長官は、これをどのように扱われようとしたのか、これが第一点。

画、それから監察の結果に基づく重要な勧告事項について審議し、行管長官に意見を述べ、並びに該問題に答申すること、これはまあ第二点となっておるわけですが、そこで現在の行政監察方針及び基本計画に改善を要する問題点があるのかどうか、改善を要する問題点はあるという観点から、こういう点を特に審議させて答申させようとするのとつ御説明いただきたいと思います。

○國務大臣（増原恵吉君）監理委員会としては二
条に掲げました各号のものについて、こういう

基本的なものについては自分で審議をして意見を

長官に出してもらうというのと、こういう項目に

ついで長官が講演をして答申をしてもううんといふ二つの方法があるわけでござりまするが、こうし

た重要事項について、基本的には監理委員会の意

見を出してもらう、この委員会の意見はこれを尊重して、実施の当面の第一次と

重をして実加をしていく実加の三面の第一波と申しますが行政管理庁長官である、多く実施

の具体的な責任は各省の大蔵なり長官なりという

ことになるものが多いと思いますが、第一次には行管長官がこの実施を推進をする、答申を尊重をしてこれを実施をしてまいるということになるわけでございます。

次への御質問の監察の方針及び基本計画の決定とかいうことで、今までぐあいが悪いことがあったのかという意味の御質問がございましたが、今まででぐあいが悪かつたからこうしようというのではございません。監察の方針及び基本計画といふようなものについては、やはりこの民間の意見と申しますか、国民の立場というものを導入するという形で監理委員会で審議をしてもらおう、それにつきましては、行管の監察を実施していく、大体こういうものは一応の案は行管としてつくるということが通例になると思います。それを民間の委員によつて十分にたたいてもらつて、その決定に従つて行管がこれから監察をやつていく。今までぐあいが悪かつたという、特に事例があるわけではございません。

○伊藤頸道君 次にお伺いしたいのは、行政監理委員会は委員長一名と委員六名、計七名で組織しておるわけですね。そこで、委員長には行管長官をもつてこれに充てる。委員は、行政の改善問題に関してすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総理大臣が任命する、こういう説明になつておりますが、そこでお伺いしたいのは、行政監理委員長は行管の長官をもつてこれに充てる、これはどういうことなのか。いわゆる委員長は委員会の意見、答申をまとめるわけですね。当然にこれを委員長と同一人である行管長官に提出するということになるわけですね。同一人が意見、答申をまとめて同一人に答申すると、こういうことはどうもちよとびんとこないわけですが、これはどのような根拠でそうなさつたのか、この点の御説明をいただきたいと思います。

○國務大臣(増原恵吉君) 行政監理委員会は何といいますか、原型としては臨時行政調査会、臨調の答申を尊重しまして、そのものすばりではございませんが、尊重をした形でこれを具体化し、御審議を願つておるわけございます。その場合、臨調の答申は、これを行政委員会として、委員長は今度新しくつくることを予定する総理府の長、國務大臣たる總理府の長を委員長にする。こ

れば行管の仕事をを含めて持つておるわけでござります。この趣旨を尊重して行管長官を委員長にいたします。そういう答申になつておるわけでござります。そのねらうところはやはりこの委員会は、委員会で審議をしてもらいましたのを行管の行政事務として着実に迅速に実行をしていくということをささらに確保するためには両者の関係を一そうち密、委員会と行管との関係を緊密一体化することが適當であろうという趣旨で、臨調としては、並務といいますか、行管長官あるいは新しくできる内閣の總理府長官がこれを兼務するという趣旨はやれりこれを生かしていくことがよからう。行管の行政的な実施と、委員会の審議、答申というものがまさに一そうち事実の上で不離一体のものとして

の者はとば考ておりません、むしろ考え方は官僚出身でなくて、いわゆる民間の立場の方々、官僚出身者を厳密に排斥するという心持ちはあります。しかし、民間の有識の方々で行政の改善問題に関する関心を持ち、御意見を持つておいでの方といふふうに考えて選考をしたいと思つております。

○伊藤顯道君 本法案の施行は七月一日になりますけれども、その期間は一体どのくらいを考えておられるのか。それから予算はどのくらいか。計算しておるのか。委員の給与はどのくらいか。これは専従ですから、普通の今までの審議会等の場合と違うと思う。専従というのはあまり今までの審議会等には見られなかつた例だと思ひます。その点では一つの異色の方策であろうかと思ひます。こういう三つの点についてまず御説明いただきたいと思います。

○政府委員(井原敏之君) 七月一日は、この法案を本国会で会期中に上げていただきすれば、当

然準備期間を読み込んで発足ができるという考え方でございます。

でござります。
予算のほうは、これは予算規則の十二条で、

二算のばかりされば算額の一ノ条、ういう機構の改変がある場合に、移流用という制

度を認められておるわけであります。今回の予算にも十二条でそれが読めるようになつております。

す。当面は行政審議会が廃止になりますので、行審に計上されておる予算の流用、さらに当然委員

の給与が不足いたしますのでこれは流用、總理府全体の中から人件費を持つてくる、こういうふう

に考えて事務を進めております。

委員会は、「委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

いわれて余計な口舌を濫用する事はない。」

これは委員会の御説明があつたように専従でありますし、相当高祿な専従ですね、高祿な専従であります

るわけであります。そうだとすると、出席はある

いは五人以上とするか、全員でなければ会議を開き、議決することができない、こうやつてもいいんじゃないですか。これは今までの審議会等の委員と違つてこれは専従ですからね、当然に出席るのが本体ですから。しかも高給であるし、こういう点からあるいは五人以上とか全員の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。そして委員会の議事も、いわゆる「出席者の過半数でこれを決し、」と説明にはあるわけですが、これも、これは全会一致の方式をとるのが効果的ではないか、こういうふうに感ずるわけです。この点はいかがですか。

たぐいのものの例文をそのまま規定いたしたわけでありまして、運用といたしましては、おそらく御指摘のようにほとんどが、全員が出席し、全会一致というようなことにあるいはなるかもしませんけれども、制度といたしましては、多數決の方式をとったわけでございます。

○伊藤謙道君 時間にも関係ござりますから最後に一点だけお伺いしておきますが、行政監理委員会が設置されると、これに伴つて先ほどちょっと触れましたが、行政審議会は残務処理のため若干の余裕期間をおいて廃止すると、この点があるわけです。そこで、この行政審議会は、設置以来今日までどのような成果をあげてこられたのか、そういう方向だけでもひとつ御説明していただきたいと思います。

○政府委員(井原敏之君) 行政審議会はただいま第七次の会議をやつております。御承知のように、臨時行政調査会が発足いたしましては、制度運営の重要事項がここに諮問されておったわけであります。みずから建議する権限等はございませんが、純粹の、八条機関でございますが、やつておったわけであります。臨調ができるまして監察が存在する間は制度運営の点はやらないというところで、監察だけを委嘱してやっておったわけであります。現在は第七次の、行審としましては監察を委員会に委嘱して進められておるわけでござ

一〇四

○鬼木勝利君 行政監理委員会のこの法案について私も少しお尋ねしたいと思いますが、その前提としましてちよつと長官にお尋ねしたいと思うんですけれども、臨調のほうから政府に都合のいいような、自分たちに都合のいいようなより好みをするようなことでなくして、答申はあくまでこれを尊重してもらいたいと、食い逃げをしてもらうようなことをされちゃ困る、こういうような調査会のほうからのことと/orもあったように思います。が、案の決定、行政改革本部が第一番に手をつけられたのはすべて機構の新設ばかりであって、行政機構の整理統合というような根本的な最も大事な問題に対する

構の整理統合というようなことに対しまして具体的にどういうことを研究されておるか、また、いつごろからそういうことを発表されるのか、その対してはこれを避けられておる。これは後日、これに対しては検討するんだと、めどをつけるんだといふようなお話をやつておるのですが、行政機関の運営行動が相手の立場によって見えてくることは、これは後日、これに対しては検討するんだと、めどをつけるんだといふようなお話をやつておるのですが、行政機

○國務大臣(増原忠吉君) 御指摘のとおり、臨調
からも十六項目にわたる非常に広範、重要な答申
がありましたが、それは総合的に関連を持つてお
るものであるので、そのつどやはり都合のいいも
のだけを食い散らかしても困るというような趣旨
の申し出があつたわけでもまことに当然でございま
す。政府としても、臨調のそうした趣旨はこれも
十分体して改革なり、運営の改善をやるつもりで

あります。まあ、そういうことで行政改革本部を発足をいたしておりますが、何ぶんにも整理統合という面は去年九月に答申をもらいまして、予算あるいは法律案をつくるというまでに実は間に合わいかねましたので、今国会における御審議にはあまり出ておらぬ。皆無ではございません。若干の局の整理等もあるわけでございますが、これは非常にりょくりょうたるものでございます。そういうものに十分力点を置いてやらなければならぬということを政府としても考えております。それにはやはり、この監理委員会のようなものができ

て、民間の意見を導入をして推進をしてもらうといふことを、ミニ具体的に、方法をざつと二つ、

て、民間の意見を導入をして推進をしてもらうと
いうことが、また具体的にいい方法であるという
ふうに考えて、この委員会をお願いをしておるわ
けでございます。しかし、臨調も、できるものは
ひとつやつてくれという意向もまた出しておら
るわけであります。許可、認可等については、でき
るものからこれほどしそし実施をしていこう、こ
れは整理に該当するものでございまして、行政機
関の整理統合については、大体八月末を目途に各
省の意見を出してもらう。これはどういうふうに
整理をするというふうに必ずしも出ないかもわか
りませんが、どういうものを整理をするという方
向のもののもとより出てまいります。

案等をまとめて、この整理統合について十分努力をしてまいりたい、そうしてこの監理委員会に民間の意見としての推進をひとつ期待しよう、こう

○鬼木勝利君 長官の御決意はたいへんお強いようつまりで、おるわけでございます。お説のところ出でます。しかし、その点に特に力を入れ、その面の推進を期待するのが、この監理委員会の大きい一つの効用であるというふうに考えておるわけでござります。

らば、今度の行政監理委員会設置につきましても、臨調からの強い要望があるにもかかわらず、あなたは口を開かれるというとすぐ尊重をする。そして実施するのだとおっしゃつております。行政監理委員会の設置については、先ほどからも論議がありましたが、民間の意見を導入して行政監察の機能を強化し、あわせて行政制度及び行政運営の改善に関する重要事項を検討するために、総務省に行政監理委員会を置く、冒頭にこういうことが答申されておるのでですが、これは伊藤委員からも御質問があつたと思うのですが、この間のい

きさつを、答申は尊重するとおっしゃっておきながら

きさつを、答申は尊重するとおっしゃっておきながら、全然形の変わったものが、しかも非常に弱体なものになつておるのであるが、その間のきさつ、これはあなた獨自のお考えでこういうことをおつくりになつたのか。と申しますのは、私どもは本法案に対しては賛成ですし、協力に機構改正をやつてもらい、國民の要望をあなた方が実施していくだくことをわれわれは望んでおるのです。これで十分やつていただけということがなれば、大いにわれわれは喜びとするところなんですが、はたしてこれができるかできないか、そのいきさつを承りたいと思います。

（内閣大臣（岸田景春））お尋ねがけられました点は、まことに基本的な大事な点で、伊藤委員からも御指摘のあったところでございますが、本来は答申の線に沿いまして内閣府をつくり、総務庁をつくりまして、國務大臣を総務庁所管の機関としてこれを置くということが臨調の言っておるところであります、内閣府をつくり、総務庁をつくる

ということが、今度の国会までにどうして準備が整いかねましたので、したがって、二次的なものということばも使いましたが、同じ行政機構の改革なり行政運営の改善なりを図っております行政管理庁長官のところに置こうというふうに、その点は換骨奪胎をいたしたわけでございます。内閣府をつくり内閣の基本的な統制機能を強化するという問題は最も重要でありまするが、いままでのところまだその案が固まらないわけでございま

す。これはさらに引き続きまして、案を固めまして、これはまあ答申どおりに実行できまするかどうか、いま必ずしも明確に申し上げかねるような面がありまするけれども、大きい方向としては内閣府をつくり総務庁をつくるという方向に進む、その場合にはこの委員会は当然総務庁に移りまして、国務大臣たる総務庁長官が委員長になるという形のものにしたいというつもりでおるわけでございます。その、できまするまでも、しかし、この監理委員会というような性質のものはひとつ早くつくつて全體の行政機構改革なり運営改善に

民間の意見を導入して推進をしてもらうということが必要であるという考え方に対しましてこの案を提出をしてお願いをしておるわけでござります。

○鬼木勝利君 それでは、今回設置を見ようとする行政監理委員会は暫定的なものであると将来は答申どおりに、ほとんどそれに近いところのものと切りかえるんだと、これは暫定的な機関、いわゆる限界立法定的なものであると、こういう意味に解釈してようございますか。

○国務大臣(増原恵吉君) やはりそういうふうにまあ一応お考えをいただいてけつこうでございます。して、やはり内閣の機能強化という、内閣府の構想なり総務庁の構想というものは、これを答申などおりでなくとも私は実現をしていくべきものであるというふうに考えてまいりたいと思っております。

○鬼木勝利君 井原局長にお尋ねしますが、從来一まことに廃止になつてはいるわけだけれども、行政審議会と今回の行政監理委員会との違った点はどこですか。

○政府委員(井原敏之君) 行政審議会は国家行政組織法第八条でいう典型的な諮問機関でござります。今回の監理委員会は形としてはやはり八条の範疇に入りますけれども、その委員は常勤の体制でありまして、しかも単に諮問に答えるという受け身の立場ではなくて、第二条に規定されておる項目については必ずから審議をし、意見を述べる、行管長官のみならず内閣総理大臣に対しても意見を述べができる、こういうふうな非常に強い権限が明定されておるわけでございまして、その点は申し上げますなれば、同じ八条機関といいましても本質的に違うということを言えるんじやないかと思つています。

○鬼木勝利君 だいぶ私の見解は違うがね、あなたの御説明とは。これはむしろ逆じゃないですか、行

政審議会は、これは国家行政組織法の八条によつてきておる。だけれどもこれは第二条の第十一号ですかの監察を行なうことができる書いてあるんですね。ところが、今回の場合は純然たる諮問機関であつて監察はできないでしょ。監察権はないでしょ。逆に弱体化しておるようには法的解釈しますが、その点をひとつ。

○国務大臣(増原恵吉君) 行政審議会は長官の委嘱を受けまして各委員に委嘱をしてという形でござりますが、仰せのとおり、監察ができ、実際に監察をやってもらつたわけでございます。今度の審議の過程におきまして、この形の七人委員会で監察を委員会として行なうことが適當であるかどうかについて相當に意見が分かれまして、そこで結論としては、条文にありますように監察の方針及びその基本計画の決定のことと、監察の結果に基づく重要な勧告事項はこの委員会で審議をしつかしたということとございまして、從来の各委員に委嘱をしてやつておつた監察という形でなくして、監察の方針及び基本計画とその結果の重要な勧告事項についてはここで審議をしてもらう、そういうふうなところに最後落ちついたわけでございます。

○鬼木勝利君 それは從来の行政審議会は、各委員に一處長官が委嘱をしてそつて監察をさせておつた、それで十分でしょ。今度のは、そういう監察の方針基本計画の決定であつて、何らそこには行政権限を持たない。みずから監察もし行政権限も持たないこれは諮問機関である。だからそれを求めると、監察権があれば資料の提出やら説明を認めなくては監察ができる。そのところの解釈を、どういうふうなこれは意味ですか、そのところをもう少し説明してください。

○国務大臣(増原恵吉君) 仰せのとおり、監察委員会にはぜひなつてもらわなければならぬし、監察をする形であつてもやつてもらうようにしておつたのを、今度は委員会としては監察をしてもらつたものでもつくつて、ここで答申を尊重しておるという方法はとらないことにしたというのを仰せのとおりでございます。ただし、行政機関の改革なり運営改善に資するということがこの委員会の目的、それに民間の意見を導入していただきたいであります。ただし、行政機関の改革なり運営改善に資するから、そのためには監察の方針及び基本計画をまずここで審議をし決定をしてもらい、その監察の結果に基づく重要な勧告事項というものについてここで審議をしてもらおう、このことでその目的を、行政機関の改革なり運営改善という目的を達する監察の結果は得ることができようというふうに考えたわけであります。

○鬼木勝利君 その見解が違うんですね、私は。それは監察の方針、計画を委員会で定めるのは、みずからそれを監察し、みずからそれを監督するというふういう権限はないですよ、これには。

だから人が監察してをして書類を送つたものをただ審議するだけ、そこが非常にこれは弱体だと私は言つている。それで井原局長ともこの間話した

のだが、弱体じゃありませんと言つたが、事実弱体だ、みずから権限がないんだから。監察権も監察行政機関の権限も持たない、そうこれは解釈せざるを得ないんです、法的に。局長でも大臣でもいい、その点。

○国務大臣(増原恵吉君) それは鬼木委員仰せられたおり、自身監察はしないといったてまさに

してあるわけでございます。しかし、申し上げたように、その方針と基本計画をきめるし、重要な

勧告事項については審議をするということで、行政機関の同意を得るということで慎重

な、特別職という形で常勤体制というふうなこと

で、また審議会とは違いまして、いわゆる少數精銳と申しますか、七人の委員をもつてやるという

ふうな、全般を被此勘案いたしまして、強力な委員会にはぜひなつてもらわなければならぬし、なつてもらい得るというふうに期待をして全体の法文は構成をしておるわけであります。

○鬼木勝利君 だから私が申し上げておるのであります。行政審議会を廃止して、そして監理委員会を立てておる。だけれどもこれは第二条の第十一号ですかの監察を行なうことができると書いてある。これは實際には非常に大きな権限であります。それから監察につきましても、みずからこの委員会は監察を行なわぬので弱いというお話でありますけれども、その点は一つの御意見であります。それから監察につきましても、みずからこの委員会は監察を行なわぬので弱いというお話でありますけれども、その点は一つの御意見であります。それから監察につきましても、みずからこの委員会は監察を行なわぬので弱いというお

わらないような体制で運用ができる。民間の感覺で監察のテーマも取り上げられましょうし、勧告の出しよりも意見が言えるわけでありますので、その点は非常に強力だと私は考えております。特に、総理大臣に対してもこの委員会は意見が言えるということは非常に強力な点でありますと、そういうことで.....。

○鬼木勝利君 そういうことを聞いておるのじやない。その点、総理大臣に言えることはわかつているのですよ。これはあなたいま言つたでしょ。これは監察の方針を決定するのだ。みずから監察するのとほとんど変わらない。ほとんど変わらないということは、みずから監察するよりも弱いという意味だ。あなたは認めてる。みずから監察するのとほとんど同じでござります。だったら、みずから監察するのとほとんど同じですか、みずから監察するような法案じゃないのですか。だからその点を先ほどから長官にお尋ねします。だからその点を先ほどから長官にお尋ねします。どういう法案を出したいきさつが何かあるのじゃないのですか。あるのでしよう。これは論議されたでしょ、この監察権を与えるか与えなかということは。その点どうですか。

○國務大臣(増原恵吉君) お答えを繰り返すようでは恐縮ですけれども、鬼木委員が御指摘になつたように、この監理委員会は臨調答申どおりには残念ながらなつておらないわけであります。臨調で総務庁をつくると、そういうたてまえでございます。そういうものをつくるうとしたわけであります。したがつて、行政委員会という形をとることをこの際は避けておるわけでございます。いま局长から御説明したとおりでございます。しかし、その他の問題については答申の線を十分に生かしまして、両議院の同意を得る、内閣監理大臣に直接意見を述べることができる、常勤体制というふうな形をとることというふうなことで、実質的にも、臨調答申の監理委員会と同じような強い構成で

いけるようになります。うだてまえでまいりましたので、仰せのとおり、自分で監察をやる権限というものは権限としてはあげていなければなりません。しかし、その点についても方針及び基本計画を決定し、監察の重要な勧告事項はこの委員会で審議をしてもらうということで、十分趣旨のあるところは貫き得るであろうというふうな配慮はいたたたしたことあります。

○鬼木勝利君 問題は私の見解としては、従来の行政審議会はこれは國家行政組織法の八条によつているのだ、だけれども、いま申しますように、委員に監査権を与えてやる、今度のは八条によつてつくられたものであるとしても、行政審議会のようないう権限があればいいけれども、これはあくまでも諮問機関になつてゐる。行政監理委員会ではなくて、行政監理諮問委員会、こういうような形になつていると、本法案に私は徹底的に反対しておるのじゃないのです。その点がもう少し強力なものをつくつてほしかったと、そうして臨調の答申をあなた方がおつしやるようには、これはなるほど十六項目の膨大な答申ですから、それをそのままやれといふのもそれは無理だと思ひます。それは長官のおつしやるとおり。しかし、なるべくそれによつて努力されるように、ただ努力する努力する、答申を尊重する、尊重すると言つても、機構がそういうふうな機構でないならば、そういう監理委員会が弱体なものであるならばできない。だからあらたの方の十分腕をふるえるように、縦横に活躍のできるように、もつと強力な法案にしてほしかつたと、こういうことを私は申し上げておるので、何も文句言つて、やかましく言つておるのじゃない。その点はひとつ了としまつてもらいたいのです。

それからいろいろ重複する点もあるかと思いますが、先ほどの委員の問題ですが、これは常勤であり車従である、しかもそういう方を高給をもつて迎える、そういうことが事実できますか。

○國務大臣(増原憲吉君) その点、詳しくは局長から申し上げますが、両議院の同意を得て任命を

するというところに一つ重要な意味があるのです
が、両議院の同意を得て任命をいたしますと、それがたゞえが常勤ということになります。そして十九万程度の手当を差し上げる。しかし、その委員には事情によりまして兼務を認めることだけができるようになつてゐるわけでございます。したがいまして、たゞえは常勤でございますが、人によりましては、兼務をしてほかの仕事をやつていただくこともその具体的事例に応じて了承する場合があるということに考えておるわけであります。
○鬼木勝利君 これは常勤でそういう高給な待遇をもつて迎えられるということが、佐藤さんの答申によつて、強力なこれは機関をつくれと、そんなら従来の行政審議会よりも弱いような骨抜きなものでなくして、八条じやなくして、國家行政組織法の三条の精神による監察権を持つたそういうものをつくれと、しかも委員も、こういうものも常勤で、そして専心これに努力させよう、こういうことでしよう。この中にもあるのじやないですか、ほかに仕事をしてはならないと。そういうもの兼任もいいというようなことは書いてありますか。
○政府委員(井原敏之君) はい。
○鬼木勝利君 どこにそんなことが書いてありますか。これは非常に厳重になつてゐるようですがね、「政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動すること」はいけないと「積極的に政治運動をする」というこの意味も、これはどういう意味か、抽象的だからひとつ具体的に御答弁願いたい。
それから「内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に從事し、又は當利當務を行なうこと」、こういうことがあるのだから、これは専従といふんじゃないでしょう。これはもう非常勤じやないですか。こういうことが許されるのいうのは非常勤じやないですか。その点はつきりしてください。

第三章 亂世之亂世：民變與社會動盪

○政府委員(井原敏之君) 委員は常勤がたてます。ありますことは、第十二条に書いてござります。ただ、十二条の二号に、總理大臣が許可をすればこういうこともやり得ると、これは警察法の国家公安委員会につきましても、これは御承知のよう、純然たる行政委員会で、常勤の体制でございますが、やはりそういう例外は認められておるわけあります。特別職の職員の給与に関する法律の四条にもそういう趣旨が見えておりまして、常勤がたてまえでございますけれども、そういうものについても例外的にはそういう措置がないし得ると、こういう趣旨がこの設置法の十二条の二号に書いてある趣旨でございます。それをいま長官が申し上げたわけでございます。

それから積極的な政治運動の問題でございますが、この問題は、一般的にこの委員になつた人が能動的にいろいろな政治活動をするということをさしておりまして、これも警察法、それから原子力委員会等で同じような例文があるわけでございまして、同じような趣旨でございます。それをして、わけでございます。

○鬼本勝利君 「積極的に政治運動をすること。」

というところの説明は、えらい小さい声でわからぬよう言つてしまつたが、もう少し明確にはつきり、抽象的なことを言わないで、これは一番大事なことですよ。だれだって、国民に政治運動をしない者は一人もありません。全国民が政治をするので、政治運動をしない者は一人もいない。

○政府委員(井原敏之君) 積極的政治運動、もう少し詳しく申し上げますと、通常国民は政治的な運動、政治的な活動をする自由が原則としてあるわけでございますが、そういう通常の一般国民として行なうという程度を越えて特にある政治的な意見を推進するために自分が中心になつて積極的にやると、こういう意味であります。

○政府委員(井原敏之君) 自分が中心になつてやるということはどういうことですか。

○政府委員(井原敏之君) この委員になつた人か、みずからニシアチブをとつて行動する。た

とえば、ある政治活動の署名を求められて署名をするといふまでは積極的な政治運動に入らぬと思いますが、みずから企画して大衆運動をかけて署名運動をやる。先頭に立つとか、あるいはそういう企画をするとか、これは積極的な政治運動と思われます。

○鬼木勝利君 こういうふうなところへ来る人は、みずからやらないたって、黒幕でやつたらどうするのです。こういう基準はわからないじゃないか、こういう抽象的な「積極的な政治運動をする」なんといったって、こういう抽象的なことを書いたって基準は……。いまのあなたの説明は、それは何の説明ですか。

○政府委員(井原敏之君) 第十二条の一号の後段に書いてありますことを御説明申し上げたわけであります。これは先ほど申し上げましたように、警察法によつて国家公安委員をしっぱしておる規定、それから原子力委員会の委員についても同じ例文があるわけでございまして、先ほど「一例をもつて御説明申し上げましたが、大体そういう趣旨でござります。

○鬼木勝利君 わかりました。じゃあもう一度さつきの問題に返りますけれども、委員は六名でしょ。その六名の中、内閣総理大臣の許可を得るというならば、二、三名許可がもしおりたとするならば、あとの半分は非常勤じゃないですか。常勤と非常勤じゃないですか。常勤が原則といつても、二人も三人も非常勤がおるということになれば、そうしたら、それに対する待遇はどうなのです。それもちゃんとみなつくってありますか。

○政府委員(井原敏之君) これは国家公安委員の例を申し上げますが、現在公安委員会は、先ほど申し上げましたが、れっきとした行政委員会でございます。その委員は全部常勤をたてまえとしております。ただ、中にやはり総理大臣の許可を得て本業をやつておられる委員がおられます。そういう場合には、公安委員会はこれと違いましてもう一つ高いこれは行政委員会でありますか

ら、たしか二十四万円になつておつたと思いますが、二十四万円は差し上げないことになつております。まして、会議に出られたときには手当を差し上げます。ただ、そういう体制でありましても、これは非常勤といふと違うわけであります。ただ、そういう特例をこういう体制については認められているわけであります。この監理委員会の委員の人もそういうふうな運用の人が一部あり得るということをいま長官が申し上げたわけであります。

○鬼木勝利君 あんまりふざけたことを言うのじゃないですよ。あなた、公安委員会といつたて、公安委員会とこれは違うじゃないですか。公安委員会のような権限を持つたものにするならばいいのです。そんなときはみんな、公安委員だつて、公安委員会だつて、多数決で決定するようなことに公安委員会はなつておるの。

○政府委員(井原敏之君) 公安委員会の例を引きましたのは、公安委員会は監理委員会よりも多いのです。そんなときはみんな、公安委員だつて、公安委員会だつて、多数決で決定するようなことに公安委員会はなつておるの。

○政府委員(井原敏之君) 公安委員会よりも多いのです。そんなときはみんな、公安委員だつて、公安委員会だつて、多数決で決定するようなことに公安委員会はなつておるの。

○鬼木勝利君 じゃあ、前の臨時行政調査会、これは多數決でやつたのですか。

○政府委員(井原敏之君) これは国会の附帯決議がつきまして、重要な勧告事項は全会一致になつております。

○鬼木勝利君 じゃあ、これは重要な勧告事項じゃないから多數決でやるというわけか。

○政府委員(井原敏之君) これは、臨時行政調査会は国会の附帯決議によつて全会一致といふことになりますが、この六人の委員を各界の民間から、主として民間といふことをおつしやつておつたが、これが多數決でやつたのです。

○鬼木勝利君 だから、先ほどもお話をあっておりましたが、この六人の委員を各界の民間から、主として民間といふことをおつしやつておつたが、これが多數決でやつたのです。

○政府委員(井原敏之君) たいへん実質的な大事な問題でござりますが、これは何と申しますが、十分われわれとしても努力をし、誠意を尽くして、十分りつぱな人をひとつ参加をしてもらうようにしたい、こういうようつて決意をいたしております。

○鬼木勝利君 これが完ぺきな陣営にならないと、これまで骨抜きになつてしまふと私は思つて、臨時行政調査会設置法には書かれておりません。ただ、こういう委員会の設置法は、冒頭に申し上げましたように、いづれも定足数なり、多數決をたてまえにしておりますので、これもそのよ

うにいたしたと、こう申し上げておるわけであります。

○政府委員(井原敏之君) こういう審議会あるいは一番監理委員会と近いものが原子力委員会でござりますが、これなんかもはつきり多數決の原則を規定で書いております。これは一つの例文のようなものであります。それで、先ほど申し上げましたように、運用としては御指摘のように、金会一致と強い立場で常勤を原則としておりますが、そういう意味で御説明申し上げました。

○政府委員(井原敏之君) 公安委員会よりも多いのです。そんなときはみんな、公安委員だつて、公安委員会だつて、多数決で決定するようなことに公安委員会はなつておるの。

○政府委員(井原敏之君) 公安委員会の例を引きましたのは、公安委員会は監理委員会よりも多いのです。そんなときはみんな、公安委員だつて、公安委員会だつて、多数決で決定するようなことに公安委員会はなつておるの。

○鬼木勝利君 単なる尊重義務を加えただけなら、これはそういう文章といいますか、文章を挿入したのみであつて、実際的にそれが権限が何を發揮できない、総理大臣に意見を具申するということができる、それは当然のことです。何もそれ

が強化ということではないのです。国民の声が総理大臣に達しないようだつたら、そんな総理大臣おらぬほうがいい。それをもつて強力な法案になつたという根拠を——総理大臣に意見を具申したならば、必ずそれがどうなるとか、結果がどうなるということでなければ、総理大臣に意見を述べることができますから、この法案は非常に強化された、そんなことは解釈できない。

○政府委員(井原敏之君) この第四条の総理大臣に対する意見は、いわゆる総理府の各種の委員会等に、総理府の附屬機関の委員会等で、内閣総理大臣に意見を言うことができる書いてあります

が、これは各省とバラに並んでおる総理大臣の意見を言うということだけであります。ここに書いてありますのは、内閣の首長としての総理大臣に意見を言うという趣旨でございまして、したがつては行政府を指揮監督いたしましょ。これはそういう意味で私ども一行政長官としての総理府の親玉としての総理大臣じゃないわけです。そういう意味で非常に強力だといふように解しております。

○委員長(柴田栄君) 質疑中であります。ただいま委員の異動がございましたので御報告いたします。八木一郎君が委員を辞任され、その補欠として平島敏夫君が選任されました。

○鬼木勝利君 いすれにしましても、私の持論は先ほどから申し上げましたとおりで、国家行政組織法の八条によるような弱い、弱体な行政監理委員会でなくして、もっと強力な、しかも答申を名実ともに尊重していただき、そして単なる機構の改革を徹底的にやるばかりでなく、行政一般に対ししてこの行政監理委員会の使命を達成してもらいたい、これが私の持論であります。時間の都合もありますので、またあとでいろいろお尋ねするときにしまして、きょうはこれで打ち切ります。

○委員長(柴田栄君) ほかに御質疑はございませんか。——ほかに御發言もなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御質疑もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

○委員長(柴田栄君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【賛成者奉手】

行政監理委員会設置法案を問題に供します。本案に賛成の方の举手を願います。

○委員長(柴田栄君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(柴田栄君) 速記を起こして。

○委員長(柴田栄君) 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明を聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。なお本案は、お手元に配付いたしましたよう、衆議院において若干の修正がされておりますので、御了承を願います。

政府側からは、松浦運輸大臣、堀官房長、佐藤

長、坪井自動車局長、柄内航空局長、今村國鉄常務理事が出席いたしております。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤顕道君 この法案に関連して、大臣を中心にして二、三お伺いしたいと思いますが、順序としてまずお伺いしたいのは、昨年九月臨時行政調査会が行政改革に関する意見を各省庁ごとに出しておられるわけです。その改革意見に対しても意見を出しておるようになります。そこでまずお伺いしたいのは、この臨調の改革意見に対する運輸大臣としての基本的な態度、これは賛成か、反対かということを中心に簡潔にひとつ態度をお示しいただきたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) お説のように、行政調査会のほうでいろいろ審議いたしました結果、現在は増原長官が兼任いたしておりまして、いろいろ答申の内容を受けまして、いろいろ示唆がありますが、中には賛成するものもありますが、さらに慎重に検討をしたいものもありますので、これをまるのみに全部賛成というわけにはいかない点もございます。

○伊藤顕道君 中には賛成しているのもございます、大体検討しております……。私がお伺いしているのは、賛成、反対の前の基本的な態度として、臨時行政調査会の行政改革に関する意見に対しては、極端に言えば、これを無視しようとするのか、尊重しようとするのか、そういう基本的なかまえをまず運輸大臣から示してほしい。

○国務大臣(松浦周太郎君) おおむね尊重いたしました、現在を打破していきたいという方向に進っております。

○伊藤顕道君 いままで各省庁の設置法で大臣にお伺いいたしましたけれども、おおむね尊重とう、尊重の上におおむねがついたのは運輸大臣がただきたいのですが、そこで具体的な問題についてお伺いいたしますから、これは反対か賛成か、

【賛成者奉手】

○委員長(柴田栄君) 速記を起こして。

○委員長(柴田栄君) 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明を聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。なお本案は、お手元に配付いたしましたよう、衆議院において若干の修正がされておりますので、御了承を願います。

政府側からは、松浦運輸大臣、堀官房長、佐藤

長、坪井自動車局長、柄内航空局長、今村國鉄常務理事が出席いたしております。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤顕道君 この法案に関する意見は、恒常的な設置のものについては常勤制をとるべきだ、恒常的でないものについては常勤制でなくともいいが行政改革に関する意見を各省庁ごとに出しておられるわけです。その改革意見に対しても意見を出しておるようになります。そこでまずお伺いしたいのは、審議会等についての委員の常勤制について、この臨調の意見は、恒常的な設置のものについては常勤制をとるべきだ、恒常的でないものについては常勤制でなくともいいといふ改革意見に対しても、運輸相としては賛成か反対か検討をするか、この三つのうちの一つにしたいと思いますが、その結論だけだけここうです。

○国務大臣(松浦周太郎君) 常勤制のままでいるべきだと思います。

○伊藤顕道君 この問題については運輸省が公文で回答しているのは反対になつておりますけれども、反対ですか……。

○国務大臣(松浦周太郎君) 常勤制廃止という答申に対しても反対ですか……。

○伊藤顕道君 これは具体的には運輸審議会のことをしておると思うのです。運輸省にとっては、この運輸審議会は常勤とすべきであるという点もございます。

○国務大臣(松浦周太郎君) それは反対であります。

○伊藤顕道君 反対ですね。

○国務大臣(松浦周太郎君) 次にお伺いしたいのは、中労委と公労委、それから全労委、この三者の分については統合すべきである、こういう意見に対しても、運輸省は賛成か反対かということです。

○伊藤顕道君 反対ですね。

○国務大臣(松浦周太郎君) それは反対であります。

○伊藤顕道君 次にお伺いしたいのは、中労委と公労委、それから全労委、この三者の分については統合すべきである、こういう意見に対しても、運輸省は賛成か反対かということです。

○国務大臣(松浦周太郎君) 反対です。

○伊藤顕道君 次にお尋ねいたしますが、公社、公団の改革に関する意見、これは具体的には公社の改善について基本的な考え方を勧告しておるわけです。これに対して國鉄は賛成しておるわけですね。ところが、運輸省の表現がはつきりしないので、運輸省は一體賛成か反対かということをここでお伺いしたいのです。

○国務大臣(松浦周太郎君) 「國鉄を一元的に管理監督する管理委員会を運輸省に置き」か。これについては反対です。

○伊藤顕道君 次にお伺いしたいのは、公社の運営改善について、運輸省は、これは内容は労働基本権の拡大を勧告しておるわけです。労働基本権を拡大すべきであるという臨調の意見に対しても、運輸省はこれにも反対しておるわけですね。そこ

で……。

なうことに反対ですが、今後少しこれは研究してみたいという意味であります。この分は、当事者

能力確立をはかることを勧告している。当事者能力の確立は、さきに述べた賃金、運賃料金の決定の一三種の問題へ向むけて問題である。

の「主権の問題」と関連して問題を残しているという点で、う問題ですから、これに対してもいま直ちに行なうことには反対であります。

○伊藤顯道君 だから結論は反対でしよう

○国務大臣(松浦周太郎君) 反対です。

方を勧告しておるわけです。これに対し運輸省は……。

○國務大臣(松浦周太郎君) いまの御質問に対しましては、首都圏序を設置した場合には、その権

限については次のように考えております。それに
ついては反対ではございません。

○伊藤頭道君 反対ですか。
○國務大臣(松浦周太郎君) 反対ではございません。賛成です。

○伊藤頭道君 そうすると、運輸省が出た公文

違いますか。いま大臣の答弁が正しいのですか。どちらが正しいのですか。この運輸省が出してお

る公文を見ると、現在調整が必要なのはむしろ国と地方公共団体の間と、地方公共団体相互間であ

るということ、国の行政相互間の調整が現在の首都圏整備委員会の機能で十分目的を達し得る。結論は反対になつてゐるのです。

結論は反対とか、で終わるわけですね。
○政府委員(堀武夫君) 行革本部でいろいろ議論
の途中では中身について若干こちらの意見と違う
ところが出てきたので、それを踏まえて、

ところもございましたけれども、いろいろ議論もした結果賛成ということに意見が一致したわけですが

○伊藤顯道君 そうしますと、一応公文で反対は出したが、その後再検討をして賛成ということになつたんですか。

○政府委員(堀武夫君) 政府案としてまとまりました。この問題は別途またお調べいただいてその結果を重ねて御答弁いただきたいと思います。このまとめた分については、明確に反対となつてゐる。この問題は別途またお調べいただいたのでその結果を重ねて御答弁いただきたいと思います。この問題だけを追及する意図はないわけですから。そこで私はお伺いしたいのは、幾つか具体的な問題についてお伺いしてきたわけです。そこで臨時行政調査会がかつてない大きな規模で、しかも長期間を要して、相当の経費を費やして慎重審議を重ねてきたわけです。その結果を昨年九月各省官廳等に対して出しておるわけです。その時の池田内閣も、これを受け継いだ佐藤内閣も、この臨時行政調査会の行政改革に関する意見については尊重するという基本的な態度を持ち続けてきたわけです。そこで運輸大臣がおっしゃったように、おおむね尊重する、そういう態度じゃなく、きっぱりと臨調の意見は尊重するという基本態度を貫いて今日にきたわけです。ところが、いま具体的に申し上げたように、幾つかまだまだたくさんござりますが、お伺いするところを総合すると、基本的には尊重したかもしれないけれども、個々の問題になるとそれぞれみな反対をしておるのであります。これは運輸省だけが反対しておるかといふと、そうではないわけです。これははつきり申し上げますが、そこで各省でみな反対をしているのだから、いいじやないかといえば、まあ話は問題外となるわけですねけれども、尊重するという基本態度を持ちながら、具体的な問題になると、みな反対をしておる。さらにこれを掘り下げて調べてみると、それぞれの省に都合のいいこと、たとえば組織の拡大、所掌事務の拡大、こういう点についても何ら行政改革はできないんじやない。各官庁がこういう態度をとつたのでは、せつかりそういう大規模な臨時行政調査会をつくつて検討してみても、何ら行政改革はできないんじやない。この問題は別途またお調べいただきたいです。

ないか。各省庁がかつてに自分の省のなわ張り争いをしておつたのでは行政改革はできないんじやないかということをお伺いしたかったわけです。そういうこととでまず個々の問題をお伺いしたわけです。ところが、まだまだ反対の面も相当ある。もちろん全部が反対じゃなく、要検討というのもありますし、中にはまれに賛成というのもあるわけです。しかし、大部分は反対か、あるいは反対の意を含めた要検討というのが大部分を占めている。こういうことは決して行政改革はできない。各省庁のなわ張りを捨てて各省庁が前向きの姿勢で日本全体の立場から取り組まなければ、行政改革というものはとうていできるものじゃないということをお伺いしたかったわけです。この点に対しても運輸大臣としてのひとつお考えをここでお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(松浦周太郎君) いま仰せになりましことく、おのおのなわ張り的な根性と申しますか、セクションナリズムと申しますか、というものがまだどうしても残つておるのでございまして、これはまあ残つておると私が言うのはぐあいが悪いかもしませんが、何といつても事実各省にそういうことがあるのでございますから、そうなるとおれのほうもこうだということになりました、これはこの民族國家をより以上発展させ、民主主義的な建設をしていくことに前向きの姿勢で虚心たんかいにほんとうに国家本位になつていくのでないと、私は佐藤さんの報告された理想にはなかなか到達しないんじゃないかと思います。しかし、それがほんとうに祖国のためになることだと思うのであります、他のほうとにらみ合わせていくわけではございませんが、現在のわれわれのやっている仕事の面から見ますといふと、現在がよほど改革されない限り、いま申し上げました程度のことは残していくだかなければやつていかれない、こういうことであります。同じひとつ考え方を新たにいたしまして努力していくたいと思っております。

○伊藤類道君 次に、問題をかえまして法案自体についてお伺いいたしますが、まず運輸省の所掌事務についてこの提案理由の説明を見ますと、委託による飛行場の工事の施行に関する事務を加え、この事務を航空局で所掌する、こういう点があるわけですが、これは一体委託するのはどこかということと、さらには運輸省設置法の第四条第四十四項の七の二ですね。「空港の設置及び管理に關し、地方公共団体を助成すること。」こうあるわけですね。そこでお伺いしたいのは、この委託を受けると、この項に基づいて委託を受けるのかどうかという点と、従来は地方公共団体をどのように助成してきたのか、この法文には地方公共団体へ助成することとなるわけですね、どのようにして助成してきたのか、こういう点をあわせて御答弁いただきたい。

○伊藤頸道君 次に、お伺いしたいのは、設置法の第四条の第四項の六に「航空路を指定すること」と、その所掌事務の一環にあるわけです。そこでお伺いしたいのは、アメリカ軍とか、あるいは自衛隊の航空機の航空路の設定との関連は一体どうなつておるか、この点をお答えいただきたいたい。

○政府委員(柄内一彦君) ただいまお尋ねの航空路の問題でございますが、これは航空路は運輸大臣が告示をもつて定めるということになつております。そこでいまお尋ねの米軍との関係でございますが米軍との関係におきましても、航空路それ自体は運輸大臣が告示をもつて定めておるわけでございますが、米軍の使っておる飛行場周辺につきましては、現在米軍が限定された意味で付近の区域の管理を行なつておるというようなことがござります。航空路自体の告示は運輸大臣がやつておる、こういうことでございます。

に残念でございますが、今後もさらに専従者の増員というものを努力したいと考えております。それが獲得できますまでの間は、現在やつておりますように、他の機械等を扱つておる者あるいは経

◎伊藤義道君　足利成吉の後を半つて、ミコツ理を担当しておるという者に応援ができるだけしてもらうというようなことで、その間は努力をしてまいりたいと、かのように考えております。

トとか、いわゆる航空従事者ですね、これの質並びに量の充実が要望されておると思うんです。そういうことで現在の充足状況というのは一体どうなのかということと、それからいわゆる養成機関ですね、民間パイロットの養成機関というのは宮崎に航空大学校が一つあるだけだと思いますが、そうだとすると民間での、先ほども御指摘申し上げたようにプロペラからジェット機に移行していく、この時点に立って宮崎の航空大学校ではプロペラ機のパイロットを養成しておるだけと聞いておるが、現在はジェット機のパイロットも養成しえるのかどうか、ただプロペラ機だけのパイロットということになると民間の要望にこたえ得ないことになるわけですね。こういう点は一体どう対処しておるのか、こういう問題をひとつ簡単にお要点だけをお聞かせいただきたい。

機関係の技術者、特にパイロットの問題につきまして御説明いたしますが、現在の需給状況を申上げますと、航空機乗り組み員の不足ということが叫ばれましたのは、いまから三、四年前から問題になつたわけでございます。これが最も端的にあらわれておりますのは、日本航空において外国人の機長を国内線で使つておるという点に端的にあらわれておるわけでございますが、その後いろいろな施策を行ないまして、現在ではいわば操縦士のごとく初步段階の人、この人たちはかなり充実してまいりまして、各会社ともかなりの余裕が出ております。ただ依然として外國人を日本航空が雇つておりますが、これは国内線の機長クラスのパイロットが足りないということが主たる原因

でございます。すなむち量的には現在のところ充足はしておると、また若い人につきましては、か

かえって実情に合わないのではないか、かようにもう一度考えております。

接よりもまあ敏捷に行なわれることもあるし、あるいは最初に土地を選定しまして、期間を

が、特定の職種について、しかも高度な職種について足りない現象があらわれておる。問題はそこをどうやってほどいていくかということが現在の問題であろうと思ひます。これにつきましては、

○伊藤頭道君 次に、新東京国際空港に関する質問であります。新東京国際空港は、まだ計画段階ですが、このことについて、航空審議会が答申を出してからすでに一ヵ年を経過しているわけです。にもかかわらず、その点がまだはつきりきまってないわけですね。設置費新規

長くおけば土地の暴騰は免れないから、さっそく買うといったとしても、政府のやる場合には政府の予算の範囲外のことはできませんが、公團がやる場合には銀行から融資を受けてそしてすぐやるというようなこともあります。そういう更利もある

ジエットのDC-8の機長というような一番高度な技術を要するものを例にとりますと、いわゆる初步の段階を済んだ人、すなわち航空大学校を卒業した人が会社に入りましてから七年ないし八年の年月を要するわけでございます。ここにいくまでにはいろいろな中間の訓練もやつておりますが、もとともの七、八年かかると申しますのは、実際上の経験というものを積まなければDC-8の機長にはなれない、また、そうしなければ安全が保てないということになつておるわけでございまして、これはいかに訓練を強化しましても一定の経験を必要とする、ここに現在の高級パイロットの不足を解消するのに、にわかに手が打てないという悩みがあるわけでございます。したがつて、これは日本航空におきましても、いま鋭意いわば若いパイロットを養成しております、これが次第にグレードアップしてくるということになつておる次第でございます。この点をどうやって解消するかという場合には、やはり国として打つ手としましては中途半端な高級な養成課程を国でつくるよりも、むしろ現在日本航空がやっております統一の抜れた訓練体系といふものをそのまま存続しまして、必要なならばこれに助成をしていくという方法が一番能率的であるうというふうに考えます。したがいまして、三十九年度また四十度の今度御審議をいただきました予算案につきましても三億五千万円程度の補助金、これは国際線振興のための補助金として国際線に就航するパイロット乗員養成費の一部といふものを補助するとしてございまして、官崎の航空大学校にそういう高度の課程のクラスをつくるということはむしろ

もまだ未決定のようですが、今度の国会には公團法案が提出されておるようですが、それとも関連があると思いますが、こうやつて一年も前に答申が出ておるのにいまだに決定していない、いかなる理由でこういうふうにおくれておるのかということ、それから今後どのように見通しなのか、この二つの点についてお答えいただきたい。

○國務大臣(松浦周太郎君) 私、経部前運輸大臣の後継者として参りましたときに、引き継ぎを受けた一番大きな問題の一つでありまして、そのときには、前年度の十二月に答申されたと聞いておりました。それは御存じのように、第一が富里、第二が霞^{ハマ}ということでござります。その後池田総理大臣の方針によりまして、結果的に大きな財政の伴う問題であり、羽田の七倍もあるような大きな国際空港であるから、閣僚懇談会において場所の決定をする、懇談をしてその一致を見たならば開議にはかったほうがいいと、こういう提案をされたのであります。そこで閣僚懇談会といふものが開かれまして、しばしば懇談会を開きました。そうしているうちに池田総理大臣がおやめになりました、佐藤さんがかわりに総理大臣におなりにして、しなったんですが、その後予算編成その他非常に忙しくなりまして、ときどきこの懇談会を開きましたけれども結論に至らなかつたのであります。最近になりまして、その中途にこれは公團をつくるべく、土地の選定は政府がやる、公團をつくつて公團が土地を買収する、あるいは工事を施行する、またはそのでき上がった空港の管理經營を公團が引き続いてやる。よそのほうの国におましてもそういう例がいろいろあるもんでござりますから、そういうような方法でいくほうが政府が直

りますので、土地の買収から公團にやらせるというようなことで、公團法というものを予算編成の前に考え出しましてそれをこの国会に提案いたしました次第であります。その後一ヶ月半ぐらい前には最終的な——最終的でもありませんが、まあしばらくやらぬからもう一へんやるじゃないかというような意味の懇談会を開きましたときに、まあさつくばらんに申しますと、富里も非常にいい場所ではあるけれども、多数の人が非常に迷惑をするという説もある。だからして埋め立てということもひとつさらりと考えてみたらどうかと、いう説が出来まして、富里のほかに東京湾の適地があるならば、それもひとつ参考に調査してみたらどうだというような意味の申し合わせをしてみたまど、富里であります、東京湾なほんとうは震富里であります、東京湾をいたしまして、これはそれぞれの七省の次官会議にまかして調査させようということでありました。次官会議が開かれまして、これを三部門に分けてそれぞれ調査を開始いたしております。もういまの段階では、公團が通りましたならばもうそういう長い時間はかけないで、すぐ場所の選定は閣議において政令を出すというところまで話は大体はもういっておるようでござります。でございますから、公團法が通りましたならば、場所の選定をこの閣議懇談会におさまして大体話をきめまして、それに基づいて私のほうが所管の省でございますから、閣議に政令の内容を書いて出してしまして、その政令の内容によって閣議が決定しますと、いうと、場所が決定しますから、それによつて公團が今度はできまして、直ちに土地の買収にかかるしていくといったような段取りであります。大

体大まかに言いますというと、過去一カ年における状況は以上のとおりであります。

○伊藤龍道君 次にお伺いしたいのは——国鉄御当局お見えになつてはいますか。過密ダイヤという問題を中心に二、三お伺いしたいと思いますが、まずお伺いしたいのは、電車の運転手、それと機

○伊藤頭書官 分労働科学的にも検討いたしまして、この程度ならだいじょうぶだということで現在実施しているわけでございます。

最近大きな国鉄事故はないようですが、しかし、そういう不幸は忘れたころ起きるということで、事故の起きる前にここで十分これらの点をかみしめて、十分検討に検討を加える配慮が必要であると思うのです。こういう点でこの点をお伺いいたします。

○説明員（今村義夫君）お前のとおりに、最近の鉄道の事故で一番憂慮すべきものは踏切事故だと思っております。したがいまして、国鉄といたしましては、昨年度保安対策の一つの重要な柱とおなじく、

たしまして、まず複線区間が一番危険性も大きいので、複線区間にについて無人踏切をなくするという

関車運転手の運転距離についてですが、これは昭和二十三年以來一貫して延長にまた延長されてきておる。特に電車の運転手の場合にはほぼ二倍になつておるよう数字が示しておるわけです。そなうだとすると、これは相当の労働過重とはならぬかという問題が出てくるわけです。その点いかがですか。

○説明員(今村義夫君) 乗務員の勤務時間は、それぞれ組合との協定によりましてきまつておる—就業規則できまつておるわけでござりますが、乗務キロが延びておるというのは、むしろ電車のスピードが速くなることによつて延びておる部分が大部分でありますして、乗務時間そのものは延びておると私は考えておりません。

○伊藤頭道君 この列車のスピード・アップですね、それと運転距離の延長という問題は、運転手

あいう連鎖的な事故を起こしたのでございまして、おっしゃるとおりに、一つのこういうダイヤの非常な密度の高いということが原因ではないか

○伊藤顕道君 そこで引き続いでお願いしますが、山手線と中央線とは一分三十秒ないし二分の

間隔で先発電車の最後部を見つめながら、後続電車の頭をにらみながら定刻運転をするという次第になるわけですね。この定刻運転というのは至上命令だからどうしても守らなければならない。過密ダイヤの網の中では定刻運転を守つて、

り肉体的にも精神的にも相当の過重労働にならうと当然に考えられる。この点はいかがですか。

○説明員(今村義夫君) 確かに先生のおっしゃるところに、仕事量は、距離がふえますればふえることは確かでございますが、その辺のところは十

一二秒間のおくれを取り戻すということになると、これは異常な神経を使うことになるうかと思うのですね。こういう点は、何とか国鉄としても対策を講じていると思いますが、よほどの抜本的な対策を講じないと、こういう事態が続いていく。

いますが、こういう踏切の整備に充てたまます本年度の予算は一体どのくらい組んであるものか、そして長期展望に立ってどのような対策を立てておられるのか、こういう点を簡潔に御説明いただきたい。

論が出されるとすれば、それは大きな問題だと思うのです。そういうことについての方向をまず御説明いただきたい。

○説明員（今村義夫君） 法制調査会におきまして手荷物の問題が議論されましたのは、いま管轄

第一七九七号 昭和四十年四月十四日受理	国立大学教官の待遇改善に関する請願(九通)	水村泰平外一千三百六十四名
請願者 東京都新宿区弁天町七五 山本郁夫外二百十名	紹介議員 笹森 順造君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第一八一五号 昭和四十年四月十五日受理	国立大学教官の待遇改善に関する請願(十六通)	紹介議員 上原 正吉君
請願者 福岡市西新町一ノ六 烏山隆三外百九十五名	この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第一八三七号 昭和四十年四月十五日受理	紹介議員 劍木 亨弘君	第一七四五号 昭和四十年四月十日受理
請願者 福岡市箱崎貝塚公園住宅四四四号高木幸二郎外百四名	この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願(十一通)
第一七八八号 昭和四十年四月九日受理	紹介議員 亀井 光君	旧軍人等に対する恩給に関する請願(十二通)
請願者 茨城県結城郡八千代村大字平塚野口 祐一外六百三十二名	この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願(十三通)
第一七二九号 昭和四十年四月九日受理	紹介議員 郡 祐一君	第一一七四四号 昭和四十年四月十日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)	この請願の趣旨は、第一号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願(十四通)
請願者 福岡県三潴郡三瀬町大字草場九四九 古賀市藏外千六百一名	紹介議員 鎌木 亨弘君	第一一七四五号 昭和四十年四月十二日受理
この請願の趣旨は、第一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願(十五通)
第一七四一号 昭和四十年四月十日受理	紹介議員 鋸木 亨弘君	第一一七五六号 昭和四十年四月十三日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願	この請願の趣旨は、第一号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願(十六通)
請願者 埼玉県川越市大字笠幡三、八二五	紹介議員 上原 正吉君	第一一七五二号 昭和四十年四月十二日受理
この請願の趣旨は、第一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願(十七通)
第一一七六〇号 昭和四十年四月十三日受理	紹介議員 木内 四郎君	第一一七五六号 昭和四十年四月十三日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願	この請願の趣旨は、第一号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願(十八通)
請願者 長野県中野市西町 六百四十六名	紹介議員 木内 四郎君	第一一七八七号 昭和四十年四月十四日受理
この請願の趣旨は、第一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願(十九通)
第一一七六〇号 昭和四十年四月十三日受理	紹介議員 木内 四郎君	第一一八三六号 昭和四十年四月十五日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願	この請願の趣旨は、第一号と同じである。	旧軍人等に対する恩給に関する請願(二十通)
請願者 新潟県議会議長 戸田文司	紹介議員 上原 正吉君	第一一七三〇号 昭和四十年四月九日受理
この請願の趣旨は、第一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一号と同じである。	公務員の寒冷地手当改善に関する請願

紹介議員 小柳 牧衛君
人事院をして、すみやかに左記事項について調査研究せしめ、公務員の寒冷地手当の是正、改定の措置を講ずるよう強く要望するとの請願。

一、類似した気象条件をもつ寒冷地域間における級地区分の不均衡を是正すること。

二、寒冷地手当の現行最高限百分の八十五を百分の百に引き上げること。

三、寒冷地手当加算額の現行最高限八千六百円を九千九百円に引き上げること。

四、豪雪加給を四、五級地にも適用させるとともに、現行の最高限二千五百円を五千円に引き上げること。

五、支給日を七月十日に改めること。

理由

新潟県議会は、寒冷積雪地帯に在勤する公務員に支給される寒冷地手当の改善については、從前から時宜に即し要望している。本制度は、昭和二十四年に実施されて以来、漸次改善されてはいるが、最近における防寒防雪等の諸経費の増高によつて、現行の支給額及び寒冷地域間の級地区分の適用について、なお適正を欠くところがあることは、昨年三月の人事院勧告に対する第四十六回国会における衆議院並びに参議院の附帯決議にも指摘されているとおりである。

第一七四〇号 昭和四十年四月十日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願（百二通）

請願者 島根県益田市大字白上 城市正雄

紹介議員 佐野 広君
この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。

第一七七一号 昭和四十年四月十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願（二通）

請願者 島根県浜田市浅井八九八 川上洋

紹介議員 治外九名

この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願（五通）

紹介議員 田中 一君
請願者 島根県益田市上吉田 奥田貢外二十四名

この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願（五通）

紹介議員 北村 輝君
請願者 島根県益田市上吉田 奥田貢外二十四名

この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願（五通）

紹介議員 鶴闌 哲夫君
請願者 島根県浜田市大字佐野 宇川悟外二十四名

この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願（二通）

紹介議員 田中 一君
請願者 島根県浜田市黒川町二二七 増永

この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願（百二通）

紹介議員 佐野 広君
この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願（二通）

紹介議員 佐野 広君
この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。

あるのを、百分の百以内とする。

この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願（一通）

紹介議員 鶴園 哲夫君
請願者 滋賀県知事 谷口久次郎

この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願（一通）

紹介議員 村上 義一君
請願者 滋賀県寒冷級地是正要求表添付

この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願（一通）

紹介議員 西川甚五郎君
請願者 滋賀県高島郡高島町議會議長 富永実

この請願の趣旨は、第一八一六号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願（一通）

紹介議員 西川甚五郎君
請願者 滋賀県高島郡高島町議會議長 富永実

この請願の趣旨は、第一八一六号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願（一通）

紹介議員 西川甚五郎君
請願者 滋賀県高島郡高島町議會議長 富永実

この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

- (2) (1) 住宅手当を新設し、五千円とすること。
扶養手当は区分割を廃止し、一人二千円とすること。

- (3) 通勤手当を実費支給し全額免税とするこ
と。

- (4) 宿日直手当を千円以上に引上げること。

- (5) 寒冷地手当は当面率の最高を百分の百とし、級地区分を改正すること。

- (6) 隔遠地手当は当面率の最高を百分の三十とし、指定基準を改正すること。

- ④ 退職手当は退職手当法を改正し、大幅(普
通退職三十年三百万円を最低に)に増額するこ
と。

- ⑤ 以上の要求は昭和四十年四月一日から実施
すること。

理由

全国の国家及び地方公務員、地方公営企業体職員、駐留軍関係員百六十万公務員労働者の生
活は、とくに最近の高物価重税のもとできわめて苦しくなつておらず、加えて公務員労働者の権利
がはく奪され低賃金をおしつけられている。政府は、毎年、人事院勧告の実施時期を一方的に値切つておらず、しかも最近、公務員制度勧告制度の改悪の意図を明らかにした、ILO批准に伴う国内法改悪の意向をほのめかしている。これは一層反動的な労働政策をとろうとする誠に重大な問題である。

第一八〇二号 昭和四十年四月十四日受理
公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願
(七通)

請願者 山梨市小原東五〇六 戸泉重雄外
六名

紹介議員 安田 敏雄君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一八三八号 昭和四十年五月十五日受理
公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願
この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

昭和四十年五月八日印刷

(五通)

請願者 広島市基町県庁内自治労広島県本
部内 小田敏三外四名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一七六六号 昭和四十年四月十三日受理
法務局職員の一万名増員に関する請願(七通)

請願者 長野県大町市大字大町四、五六
四 北沢幸喜外二百七十名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七六七号 昭和四十年四月十三日受理
法務局職員の二万名増員に関する請願(十六通)

請願者 青森市花園町一四七 福士清一外
五百二十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七七五号 昭和四十年四月十三日受理
公務員共済組合の短期掛金引上げ反対等に関する請願(二通)

請願者 千葉県市原市平田九八一 永野栄
外百十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一八〇四号 昭和四十年四月十四日受理
建設省設置法の改悪反対に関する請願(二十四通)

請願者 静岡市松富上組二三〇 千沢政博
外百十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第一八一〇号 昭和四十年四月十五日受理
元満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保四ノ一七
○ 水谷国一

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第一八〇一号 昭和四十年四月十四日受理
公務員共済組合の短期掛金引上げ反対等に関する請願

請願者 四方俊一外六百三十九名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

請願(十二通)

請願者 横浜市南区大岡町一、二四〇
崎トヨ外五千八百三十六名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一八〇三号 昭和四十年四月十四日受理
建設省設置法の改悪反対に関する請願

請願者 静岡市丸子五二一 梅原勝夫外十
名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七六七号 昭和四十年四月十三日受理
法務局職員の二万名増員に関する請願(十六通)

請願者 青森市花園町一四七 福士清一外
五百二十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一八〇四号 昭和四十年四月十四日受理
建設省設置法の改悪反対に関する請願(二十四通)

請願者 静岡市松富上組二三〇 千沢政博
外百十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第一八一〇号 昭和四十年四月十五日受理
元満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保四ノ一七
○ 水谷国一

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第一八〇一号 昭和四十年四月十四日受理
公務員共済組合の短期掛金引上げ反対等に関する請願

請願者 四方俊一外六百三十九名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

請願(五通)

請願者 横浜市南区大岡町一、二四〇
崎トヨ外五千八百三十六名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一七六六号 昭和四十年四月十三日受理
法務局職員の一万名増員に関する請願(七通)

請願者 長野県大町市大字大町四、五六
四 北沢幸喜外二百七十名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七六七号 昭和四十年四月十三日受理
法務局職員の二万名増員に関する請願(十六通)

請願者 青森市花園町一四七 福士清一外
五百二十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七七五号 昭和四十年四月十三日受理
公務員共済組合の短期掛金引上げ反対等に関する請願(二通)

請願者 千葉県市原市平田九八一 永野栄
外百十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一八〇四号 昭和四十年四月十四日受理
建設省設置法の改悪反対に関する請願(二十四通)

請願者 静岡市松富上組二三〇 千沢政博
外百十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第一八一〇号 昭和四十年四月十五日受理
元満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保四ノ一七
○ 水谷国一

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第一八〇一号 昭和四十年四月十四日受理
公務員共済組合の短期掛金引上げ反対等に関する請願

請願者 四方俊一外六百三十九名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

請願(五通)

請願者 横浜市南区大岡町一、二四〇
崎トヨ外五千八百三十六名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一七六六号 昭和四十年四月十三日受理
法務局職員の一万名増員に関する請願(七通)

請願者 長野県大町市大字大町四、五六
四 北沢幸喜外二百七十名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七六七号 昭和四十年四月十三日受理
法務局職員の二万名増員に関する請願(十六通)

請願者 青森市花園町一四七 福士清一外
五百二十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七七五号 昭和四十年四月十三日受理
公務員共済組合の短期掛金引上げ反対等に関する請願(二通)

請願者 千葉県市原市平田九八一 永野栄
外百十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一八〇四号 昭和四十年四月十四日受理
建設省設置法の改悪反対に関する請願(二十四通)

請願者 静岡市松富上組二三〇 千沢政博
外百十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第一八一〇号 昭和四十年四月十五日受理
元満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保四ノ一七
○ 水谷国一

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第一八〇一号 昭和四十年四月十四日受理
公務員共済組合の短期掛金引上げ反対等に関する請願

請願者 四方俊一外六百三十九名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

請願(五通)

請願者 横浜市南区大岡町一、二四〇
崎トヨ外五千八百三十六名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一七六六号 昭和四十年四月十三日受理
法務局職員の一万名増員に関する請願(七通)

請願者 長野県大町市大字大町四、五六
四 北沢幸喜外二百七十名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七六七号 昭和四十年四月十三日受理
法務局職員の二万名増員に関する請願(十六通)

請願者 青森市花園町一四七 福士清一外
五百二十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七七五号 昭和四十年四月十三日受理
公務員共済組合の短期掛金引上げ反対等に関する請願(二通)

請願者 千葉県市原市平田九八一 永野栄
外百十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一八〇四号 昭和四十年四月十四日受理
建設省設置法の改悪反対に関する請願(二十四通)

請願者 静岡市松富上組二三〇 千沢政博
外百十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第一八一〇号 昭和四十年四月十五日受理
元満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保四ノ一七
○ 水谷国一

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第一八〇一号 昭和四十年四月十四日受理
公務員共済組合の短期掛金引上げ反対等に関する請願

請願者 四方俊一外六百三十九名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

請願(五通)

請願者 横浜市南区大岡町一、二四〇
崎トヨ外五千八百三十六名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一七六六号 昭和四十年四月十三日受理
法務局職員の一万名増員に関する請願(七通)

請願者 長野県大町市大字大町四、五六
四 北沢幸喜外二百七十名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七六七号 昭和四十年四月十三日受理
法務局職員の二万名増員に関する請願(十六通)

請願者 青森市花園町一四七 福士清一外
五百二十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七七五号 昭和四十年四月十三日受理
公務員共済組合の短期掛金引上げ反対等に関する請願(二通)

請願者 千葉県市原市平田九八一 永野栄
外百十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一八〇四号 昭和四十年四月十四日受理
建設省設置法の改悪反対に関する請願(二十四通)

請願者 静岡市松富上組二三〇 千沢政博
外百十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第一八一〇号 昭和四十年四月十五日受理
元満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保四ノ一七
○ 水谷国一

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第一八〇一号 昭和四十年四月十四日受理
公務員共済組合の短期掛金引上げ反対等に関する請願

請願者 四方俊一外六百三十九名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

請願(五通)

請願者 横浜市南区大岡町一、二四〇
崎トヨ外五千八百三十六名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一七六六号 昭和四十年四月十三日受理
法務局職員の一万名増員に関する請願(七通)

請願者 長野県大町市大字大町四、五六
四 北沢幸喜外二百七十名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七六七号 昭和四十年四月十三日受理
法務局職員の二万名増員に関する請願(十六通)

請願者 青森市花園町一四七 福士清一外
五百二十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七七五号 昭和四十年四月十三日受理
公務員共済組合の短期掛金引上げ反対等に関する請願(二通)

請願者 千葉県市原市平田九八一 永野栄
外百十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。